

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成27年12月14日(月) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後3時48分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 佐藤 茂樹  
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 皆川 巖  
渡辺 淳也 早川 浩 高木 晴雄 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義 農政部技監 西野 孝  
農政部技監 渡邊 祥司  
農政総務課長 丹澤 尚人 農村振興課長 伏見 勝  
果樹食品流通課長 土屋 重文 農産物販売戦略室長 大久保 雅直  
畜産課長 駒井 文彦 花き農水産課長 清水 靖  
農業技術課長 相川 勝六 担い手対策室長 依田 健人 耕地課長 福嶋 一郎

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部理事 桐原 篤  
産業労働部次長 上小澤 始 労働委員会事務局長 宮原 健一  
産業政策課長 立川 弘行 商業振興金融課長 末木 憲生  
成長産業創造課長 飯野 正紀 地域産業振興課長 山岸 正宜  
産業集積課長 初鹿野 晋一 労政雇用課長 横森 充  
産業人材課長 萩原 憲二 労働委員会事務局次長 小林 善太

観光部長 茂手木 正人 観光部次長 樋川 昇 観光部次長 塚原 稔  
観光企画・ブランド推進課長 仲田 道弘 観光振興課長 奥秋 浩幸  
観光資源課長 志村 勇 国際交流課長 藤巻 美文

公営企業管理者 矢島 孝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 赤池 隆広  
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘 エネルギー政策課長 井出 仁  
企業局総務課長 廣瀬 久文 企業局電気課長 日向 一郎

議第(付託案件)

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第95号 指定管理指定の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要      まず、委員会の審査順序について、農政部関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、エネルギー局・企業局関係の順に行うこととし、午前10時1分から午前11時42分まで農政部関係（途中、午前11時42分から午後1時16分まで休憩をはさんだ）、午後1時16分から午後1時58分まで産業労働部・労働委員会関係（途中、午後1時58分から午後2時31分まで休憩をはさんだ）、午後2時31分から午後3時10分まで観光部関係（途中、午後3時10分から午後3時30分まで休憩をはさんだ）、午後3時30分から午後3時48分までエネルギー局・企業局関係の審査を行った。

主な質疑等      農政部

第95号 指定管理指定の件

質疑

（山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理者の指定の件について）

浅川委員      八ヶ岳牧場は私の地元ですが、もう長いこと、昭和43年からと今お聞きしましたが、本当に長いことやっているなと思っております。私どもの地域からも酪農家がかなり夏、預けておくことも承知しているわけでありまして。そういった中で、今回、また指定管理者に決まったという部分ですが、県の全体の畜産の収入、生産量が大体150億円とか130億円と聞いているわけでありまして、県の農業収入の15%ぐらいを占める話も聞いて、大変重要な役割を果たしておるのではないかと感じております。一方、甲州牛の出荷する頭数も450頭ぐらいを目標にする中で、この施設が大変重要だということも認識しております。

そこで、質問させていただきます。指定管理者の選定について幾つかお伺いするわけですが、今回、公募が原則であったと承知しておりますが、県立八ヶ岳牧場について、ほかのところから公募しなかったのは、どういう事情であったわけですか。

駒井畜産課長      公募をしなかった理由につきましては、県の定めた指定管理者の更新等に関する事務手順のガイドラインがございます。その中で、指定管理者の公募の例外といたしまして、試験研究等の業務の特殊性から、特定の団体に管理を行わせることが適当であるなど、特別の事情がある場合につきましては、公募によらず、特定の団体を指定管理者に選定することができることとしております。八ヶ岳牧場につきましては、畜産農家に優良な子牛を提供するとか、畜産農家からの預託家畜を適正に管理するとかの業務ほか、家畜の人工授精とか受精卵移植等を活用した家畜の改良増殖など、試験研究等の役割を有しております。これらの業務の特殊性から、指定管理者の選定については非公募としました。

浅川委員      子牛育成協会は県が100%出資している団体だと承知しておりますし、また、農政部長がここの理事長ですよね。そういった中で、さまざまな取り組みをしていただいていることはわかるのですが、子牛育成協会と県とのかかわりというものを教えていただけますか。

駒井畜産課長      県とのかかわりといいますか、子牛育成協会におきましては、八ヶ岳牧場で行います家畜改良試験を県の酪農試験場と連携をしている中で、遺伝的な能力

のデータとともに、生産子牛の能力の向上のための試験に取り組んでおります。先ほどもありました、県産ブランド牛肉でございます甲州牛の生産拡大にも大変貢献をしていただいております。

また、県の牛の改良という意味で、受精卵という技術がございますが、その中でも受精卵の供給サブセンターと位置づけをさせていただきまして、そういった新技術についての試験に取り組んでいただいております。そういった中で、家畜の改良、また、増殖という意味で大変県との深いかわりを持っております。

浅川委員 審査内容についてですが、どのような審査を行ったのか教えてください。

駒井畜産課長 審査につきましては、県が示した指定管理者選定要項に基づき、子牛育成協会から提出された事業計画等について実施をいたしました。具体的には、牧場の管理運営の方針や収支計画の的確性、及び利用者の増加やサービス向上のための手法等について、公の施設にふさわしい管理運営計画となっているかどうか、また、施設の設置目的や利用者ニーズが十分反映されているかどうかについて審査をいたしました。

浅川委員 今回、5年に1回ですか、審査の中で子牛育成協会がどんな新しい工夫なりを取り入れて提案しているのかも教えてください。

駒井畜産課長 子牛育成協会から提出されました事業計画書の内容を審査いたしましたところ、まず、品質の高い子牛を生産して、県のブランドであります甲州牛の増頭につなげていくということ。また、繁殖管理の技術向上や新技術の導入によって、受託業務における利用者へのサービスの向上に努めていくこと、また、畜産農家から希望が多い冬場、冬期預託というのがございますけれども、その要望に応えていくということ。また、利用者ニーズを把握し、業務の中で要望を十分に反映するために、農家を巡回指導しているということ。こういった工夫をしている点を評価させていただきました。

浅川委員 選定基準の中には、高度な専門技術とか知識を有しているということが言われていますが、これは特にどんな部分が優れた部分なのか、ちょっと教えてくださいいただけますか。

駒井畜産課長 牧場で行う業務につきましては、家畜改良に伴います知識と繁殖技術に精通した管理が大変必要になってくるわけでございます。山梨県子牛育成協会については、これらの業務を十分果たすべきスキルを持った職員を配置している点、また、県内の農家の経営支援とか、技術指導にかかわります県内農家の状況を十分熟知している点を評価させていただきました。

浅川委員 委託料が5年間で9億8,500万円ということですが、内訳はどうなるのでしょうか。

駒井畜産課長 委託料の内訳につきましては、資料の4ページの表に示させていただいておりますが、委託料の9億8,500万円は、県立八ヶ岳牧場の管理運営に必要な経費11億円余りから、施設利用料収入2億円余りを引いた金額に消費税相当額を加えた金額で算定しております。必要経費11億円の主な内訳については、人件費が約6割の7億円、肥料などの原材料費と飼料費がそれぞれ1割ほ

どの1億円となっております。

浅川委員 注2に施設利用料とありますが、これは預託牛の料金ですか。

駒井畜産課長 はい、そのとおりでございます。施設利用料の主なものについては、県内の酪農家、あるいは肉用牛農家から牛を預かる料金でございます。

浅川委員 今までの委託料より600万円ほど減っていますが、どのような理由で減っているんですか。

駒井畜産課長 支出につきましては、平成30年度に退職予定者が出るということで、人件費が1,400万円ほど少なく見積もってございます。また、預託利用の増加につきまして、利用料金が1,300万ほど多くなるという状況にございます。また、その一方で、預託の頭数がふえるということで餌代と、また消耗品等の経費もふえる状況ではございます。これらの人件費の減少や利用料収入の増加、また、及び餌代の支出等、勘案しましたところ、委託料が現行と比較して約600万円減少となりました。

浅川委員 先般、議会の指定管理施設・出資法人調査特別委員会でも、指摘事項があったわけですが、この辺については今後どのように対応していくのか、改めて意見を聞きたいと思いますが。

駒井畜産課長 子牛育成協会の経営健全化に向けた取り組みにつきましては、現在、平成24年度から28年度までの5年間を計画期間とした経営計画を策定し、人員や経費の削減を含む業務体制の見直しを行っているところでございます。具体的には、給与カットによる人件費の削減や、原材料、医薬品等の節減などに取り組んでおります。あわせて利用者アンケートなどによりましてニーズの把握に努め、県民サービスの向上に努めているところでございます。

また、28年度中には、新たな経営計画を定め、さらなる業務体制の見直しなど、経営の合理化を進めることとしております。

浅川委員 まきばレストランの横に何か施設がありますよね。

駒井畜産課長 まきば公園の施設の中でございますか。

浅川委員 右側に、牛か何かを飾ってあるところですが、あそこは子牛育成協会の管理なんですか。

駒井畜産課長 あれは、まきば公園の管理の中で、子牛育成協会に委託をしております、畜産の資料が置いてある畜産展示館等でございます。

浅川委員 これは、この費用の中に入ってるのですか。

駒井畜産課長 まきば公園に関しては入っておりません。

浅川委員 ありがとうございます。改めて、9億何千万円の予算ですから、決意、それから心構えをお願いして、終わります。

- 橘田農政部長　　子牛育成協会には、本県の畜産振興に資するために今後も業務内容や経営状況などをしっかりと把握し、適切、的確な指導監督に努めてまいります。そして、より効率的、効果的な運営改善を図ってまいります。また、理事長の立場としても、適切に対応をしていきたいと考えております。  
以上でございます。
- 高木委員　　今の課長のお話の中で、過去の5年間、経営の合理化をしてきたということでしたが、その中で最も合理化をしなければいけないことがあったらと思うんです。今後の5年間に向けてその主たるものを教えてもらえませんか。
- 駒井畜産課長　　経営の合理化はいろいろな面で進めてきたわけですが、先ほど申しましたとおり、畜産農家、大変厳しい状況にある中で牛を飼っていただいているわけですが、やはり9億円という大きな金額を委託する中では、やはり中の経営改善として、先ほどもお話ししましたが、人員の経費や、あるいは消耗品等の経費といったものの見直しをしながら経費カットに努めていきたいと考えております。
- 高木委員　　今、人件費という話があったと思いますが、その人件費を、今後どのように削減していくかの計画は立てられているのでしょうか。
- 駒井畜産課長　　先ほどの繰り返しになりますが、ここは、この5年間のうちに退職者も出る予定がございます。また、県の職員と比較して低い給料設定となっております。そういった面を考慮した中で人件費削減をしていきたいと考えております。
- 高木委員　　人件費削減イコール、いろいろ機能の低下につながっては困りますので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。また、平成22年から26年の5年間を見ますと、地道にですが頭数がふえています。今後5年間どのように頭数をふやしていくのかの計画はなされているのかどうか教えてください。
- 駒井畜産課長　　ここでは、夏の預託を天女山分場でしております。また、冬につきましては、小淵沢の本場というところで牛を預かっておるわけですが、やはり今の畜産農家が大変、餌代が厳しいと経営状態がございますので、ここへ預けることによって、経費の削減や労働力の削減等につながります。経営改善につながると十分役割を果たしていることから、今後もその預託につきましては、許す限りふやしていきたいと考えております。
- 高木委員　　今言われた許す限りとは、具体的な案は出されていないということで解釈してよろしいでしょうか。計画案など、何かしていきたいということはないのでしょうか。
- 駒井畜産課長　　具体的には、現在、過去の頭数の平均からいきますと、11万9,000頭ぐらいだったものですが、それをやはり12万頭ぐらいに伸ばしていきたいと考えています。
- 高木委員　　私、平成24年に一度ここにお伺いして調査をさせてもらって、勉強させていただいた経緯があるのですが、そのときに牛のふん尿から出る肥料を非常に優れたものをつくっているというようにお見受けしたのですけれども、肥料については、肥料収入はどのように扱われているのでしょうか。

駒井畜産課長　この八ヶ岳牧場の業務の大きな一つとして、肥料を生産して県内の子牛農家に販売するという業務もございます。現在、牧場では約1,000トンの堆肥を生産してございます。この売上が約500万になりまして、これは指定管理者の収入ではなくて、県の歳入としております。

高木委員　ＴＰＰはただでも厳しい酪農家にとって、さらに厳しくなる可能性があるのですけれども、今後どのように酪農家を支援しながら、さらに山梨県の畜産が発展していくのかについて農政部長のお考えを聞いて終わりたいと思います。

橋田農政部長　畜産につきましては、本県の農業生産額の中で、果樹に次ぐ2番目の割合を占める非常に重要なものがございます。ＴＰＰの影響もはかり知れないところもございますけれども、今後とも本県の畜産振興に向けまして国の動向等も注視しながら、また、国のほうでも、ＴＰＰ関連の補正予算もあるということでございますので、その辺の情報も収集しながら、活用できるものを活用しながら、さらに畜産振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

白壁委員　これについては、現場に行ったことがある人は、何のためにこういうものが必要なのかをわかっていると思うけど、ほかの人たちは、何で子牛をここに預けるかがわからないと思います。そこで、聞きたいのですが、何のためにこの施設があって、何のために預けるのか。また、なぜ延べになるのかを説明してもらわないと、この施設の重要性がわからないと思うので、そこを教えてください。

駒井畜産課長　失礼しました。先に説明するべきでございました。まず、八ヶ岳牧場の大きな業務として、農家の牛を預かるという業務がございますが、やはり酪農家、あるいは肉用牛農家の方々は、子牛から大きくするまでの期間、大変手間もかかりますし、餌代もかかります。その部分を八ヶ岳牧場に、ある期間を預けることによりまして、農家の方々は牛舎のスペースもあいて大規模化ができ、その部分でほかに飼うこともできて大規模化ができますし、自分の労働力も削減できます。また、それにかかる餌代も低減できるといったメリットがございます。そういう意味で、酪農家の方々は八ヶ岳牧場を利用されています。八ヶ岳牧場で種をつけて、雌牛ですから種をつけて分娩ができるまでにして、また農家へお返しする。農家では子供を産んで牛から乳が出て、その乳を絞る。そういったシステムになってございます。

また、もう一つの大きな業務として優良な子牛を農家に払い下げる、売却するという業務がございます。これは現在、特に黒毛和牛という高品質の牛ですけれども、そういったものの子牛も大変高くなってございます。そういった中で、安価といいますか、適正な価格の県産の子牛を肥育されている農家に払い下げることにより、やはり県の甲州牛というブランド牛肉がございますが、そういったものの生産を拡大していく。そういったメリットといいますか、業務をしてございます。

先ほど延べ12万頭と言いましたけれども、これは八ヶ岳牧場の1日に預らせていただく頭数が400頭から多いときで500頭でございます。これを放牧する期間、日数で掛けた頭数でございまして、一度に12万頭いるわけではございません。年間を通して12万頭ですので、1日の頭数に日数を掛けさせていただいた頭数で延べという説明をさせていただいてございます。

以上です。

白壁委員 ちなみに、1頭当たりの委託料というのは、その合計が延べの中に単純に掛けてないよね。その辺、どうしてその2億円が算出されるのか。農家は預けることによって経費を削減したり、子牛の安全を確保したりということで重要なんだと思いますが、1頭当たりの1日当たりの受託というか委託料が、どのくらいになって、どういう計算がされているか。それが他県に比べてやすいのか、高いのか。そういうデータがあれば、教えてください。

駒井畜産課長 八ヶ岳牧場に預託する金額でございますけれども、夏と冬で、また、牛の月齢、年齢でもちょっと違いますけれども、一番多い夏の牛、12カ月未満の大人にする牛でございますけれども、1日270円ほどの大変安い金額になってございます。現在、農家で飼いますと大変餌も高いということで、1日500円ぐらいはしてしまいます。そのぐらいの安い金額で預かっているということでございます。

それから、他県との比較でございますけれども、やはり関東にも同じような公共牧場が5つほどございますけれども、この中でもやはり、本県の牧場でお預かりする経費は安いほうでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(県産農産物等海外販売・情報発信拠点調査検討事業費について)

佐藤副委員長 農の2の県産果実海外販売拡大支援事業費のうちの販売情報発信拠点の整備についてでございますが、10月のTPPの大筋合意を受けて、国は農産物の輸出に向けて海外市場の開拓を加速させるということでございますが、こうした中で本県農業の発展のため、県としても農産物のさらなる輸出拡大を目指して取り組んでいく必要があると思います。このため、早期に海外の販売、情報拠点、発信拠点を整備していくことが重要と思っています。農政部の皆さんもそう思っていると思いますが、他県において海外に拠点を整備する動きが加速している部分がございますので、他県の取り組み状況についてまずお聞かせいただけますか。

大久保農産物販売戦略室長 現在、私どもが承知している状況について御説明申し上げます。まず、沖縄県ですが平成22年から香港で3カ所、台湾で2カ所でございます。それから北海道でございますが、平成23年からシンガポールで1カ所です。今年に入りまして動きが加速化しておりますが、山形県的全農山形が6月から台湾で1カ所、それから愛媛県が10月からシンガポールで1カ所、それぞれ開設いたしているところでございます。

佐藤副委員長 全国47都道府県があるわけで、その中で沖縄、北海道、愛媛、あと全農山形でしょうか。我が県も先頭を走っているような気がしますが、本県で検討対象国とした部分はどのような国がありますか。

大久保農産物販売戦略室長 本県で検討の対象といたしました国につきましては、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、中国の9カ国でございます。

佐藤副委員長 香港、シンガポール、マレーシアにおいて、ニーズ等の調査を実施しているとお聞きしたことがありますが、9カ国の検疫条件はどのようになっているのかお伺いします。

大久保農産物販売戦略室長 検疫条件ということで、御説明を申し上げます。検疫条件もいろいろ、果物、野菜、それぞれ異なっておりますが、果物の場合で御説明をいたしますと、先ほどの9カ国の内、中国、ベトナム、フィリピンの3カ国については検疫条件が設定をされていない、いわゆる未設定状態でございます。ということは、いわゆる本県の桃とかブドウを持っていけない状態でございます。それから、台湾、タイ、インドネシアの3カ国につきましては、検疫所で検疫をきちんと定められたものを受けまして、検疫証明書を添付する必要があります。なお、台湾につきましては、皆さん御存じのように、モモシンクイガという病害虫がございますので、その防除、選果体制が求められております。香港、シンガポール、マレーシアにつきましては、特段そういった条件が設定されていないという状況でございます。

佐藤副委員長 来年の1月から設置形態に応じた店舗の立地や店内の状況等、現地調査を実施していくとお聞きしましたが、現地調査の内容についてお伺いします。

大久保農産物販売戦略室長 現地調査の内容でございますが、現地に参りまして、さまざまな候補店舗がございますので、それらの店舗の立地条件、店内の状況といったものを詳細に調査してまいりたいと考えております。なお、3月に設置国を決定していくということで今進んでおりますが、設置国が決まりましたら、ただちに第1回目の交渉まで3月中に終えたいと考えております。  
以上でございます。

佐藤副委員長 現地調査についてでございますが、何名体制で、どのような形でなされるのか、そのまた理由についてお伺いできますか。

大久保農産物販売戦略室長 現地調査については、3名体制で行わせていただく予定でございます。これは私ども農政部の職員と、あとは観光部、産業労働部がございしますが、こちらのほうはあわせて知事政策局の職員が代行することで想定させていただいております。あと、3月末に条件交渉と考えておりますが、こちらのほうは2人体制で予定をさせていただいております。  
以上でございます。

佐藤副委員長 補正予算の具体的な内訳なのですが、あと、JETROのかかわりについて具体的な内容についてお伺いします。

大久保農産物販売戦略室長 J E T R O とのかかわりでございますが、今回も私ども、J E T R O の現地事務所に大分御厄介をおかけしながら調査を進めていきたいと考えております。これは現地におきまして、まず候補となる店舗との日程調整と、そこに必ず同行していただくというのが一つです。それから、候補店舗の信用力調査ですが、現地資本のものが結構ございますので、きちんと信用がおけるかどうかというものです。もう一つは、条件交渉に入っていきますと、相手側から条件が提示されます。それについて海外からの慣習で見て妥当かどうかという、専門家への相談といったことを J E T R O にお願いをするということと考えております。

以上です。

佐藤副委員長 結びにしたいと思いますが、東南アジアを中心とした私ども山梨県の県産品を販路拡大で大いに宣伝をしていただきたいと思いますので、愛媛、沖縄、北海道、あるいは全農山形でしょうか、そちらに続くというよりも、追い越すように頑張っていただきたいと思いますので、拠点整備も含めて決意といたしまして、農政部長のお話がありましたらお願いできますか。

橘田農政部長 輸出の拡大、それから山梨県の情報発信ということで非常に重要な取り組みだと私どもは考えております。したがって、設置する国ですとか、あるいはどういう形態にするかをよくよく検討して、今後の山梨県産のブランドの確立と、さらなる海外に向けての発信の取り組みを進めていきたいと考えております。

以上であります。

高木委員 山梨県の優れた農産物を海外に大いに販路拡大していただきたいと思いますし、そのための調査費、また拠点整備だろうと思います。先ほど、3月までにというお話がありました。多少、佐藤委員の質問とかぶるところもあるかもしれませんが、その国の事情、要は検疫という話もありました。消費者動向とか国民の所得だとか、あるいは今後のその国の成長率だとか、そういうもろもろのリサーチをかけての調査だろうと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 現在はニーズ調査等ということで調査を行ってきておりますが、その中では当然、購買力ですとか、それから消費者ニーズなどを主に現在、調査を進めております。こういった整備国をいろいろと決めていくということに当たりましては、当然、それ以外にも友好関係ですとか、あるいはもう一つ大きな要素として、周辺国への波及効果、それから治安といったものを加味して整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

高木委員 しっかり調査していただきたいと思います。

それと、さらに、国の選定の後には、例えばその国のどの都市といった、例えば日本では新宿なのか、渋谷なのかということがあろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 それぞれ海外におきましても、いわゆる中心部、それから郊外部、それぞれ店舗がいろいろな形で今、展開が始まってきております。私どもも、それぞれ中心部であればどういった所得層、郊外部であればどういった所得層

をターゲットにしてものを売っているか、あるいは情報を発信しているかということも含めまして、きちんと整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

高木委員 非常に重要な部分だと思いますので、その辺のリサーチをしっかりとかけてください。

それと、これは常設の施設ということですから、当然、固定費がかかります。そうであれば、費用対効果ということを考えなければいけません。その辺の視点についてどのように考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

大久保農産物販売戦略室長 現在、国ごとのいろいろな形態によりまして概算経費の調査をかけております。もちろん、国によりまして、また、設置する形態によりまして、固定経費も大きく異なることがだんだんわかってまいりました。委員のお話のように、今後、費用対効果も含めまして、どのように拠点を設置していけば、いわゆる東南アジア等の中で、より効果的な情報発信ができていくのかということを検討してまいりたいと考えております。

高木委員 農家の期待も非常に大きいと思いますから、これを整備することで農家の所得がまず上がらなければなりません。必ず拡販はされていくと思いますが、その拡販がイコール増収減益では困るので、増収増益になるという視点で、生産、流通、そして販売といった全てが滞ることなく流れていくというのか、進展していかなければいけないと思うのですが、その点について、最後となりますが、農政部長のお考えをお聞かせいただいで終わりたいと思います。

橘田農政部長 海外拠点におきまして情報発信のほか、農業関係団体と連携をしたプロモーション活動ですとか、あるいはトップセールス等によりまして、さらに県産農産物が高値で取引がされて、農家所得の向上に結びつくように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

白壁委員 ちょっと聞いていると、縦方向しか言わないんだけど、9カ国の中から1カ国選ぶのかな。縦方向ばかりではなく、オール山梨でしていかなければならない話であって、要は、インバウンドが輸出につながるんだよね。外国の方々が日本に来て、桃を食べた、ブドウを食べた、現地で欲しい。どこの国かわからないけど、確認してみたらいい。そういう場合、やっぱり横のつながりが極めて重要なところなんだよね。前にもこのような話で、フィリピンのことがあったよね。これから成長していく、東南アジアの中心という、やはりタイだとか、金融的なもので1人当たりのGDPが高いのはシンガポールであったり、そこそこ伸びきているのがインドネシアであったり、知日的、親日的なのが台湾であったり、さまざまな国の中からこれから伸びるところはどこなんだろうかということ考えると、やはり、ただ輸出するだけじゃなくて、インバウンドの人たちが今度は消費してもらうには、横のつながりが大事だと思います。そういうときには、縦方向だけではなくてオール山梨で横のつながりも強化してという話になると思うんだけど、そういう話が全然なかったから、どうなんだろう。そういう捉え方というのは。

橘田農政部長 委員御指摘のとおり、確かに縦方向だけで考えておりますと、1カ国ということになって、情報発信という面でも広がりが見込めないという懸念

もあろうかと思えます。一方、農産物の販売情報発信拠点でございますので、販売面から考えますと、現時点の販売については、例えばタイとかインドネシアなどはいろいろな輸入制限とかがございますので、なかなか厳しい状況もございます。一方、販売はなかなか難しいんですけども、情報発信という意味におきますと、タイとかインドネシアで山梨県のことを情報発信すれば、委員御指摘のとおりインバウンド観光にも結びついていくということもございませぬので、私どもといたしましては、横の連携も含めまして、どういう形で販売情報発信拠点を設置していけばいいかについても、よくよく検討しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小越委員 年度内に国を決めるというお話でしたけれども、開店はどのぐらいの時期を目指しているのでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 年度内に国を決めていきたいと考えておりますので、ただちに1回目の交渉に入りたいと考えております。4月以降、さらにまだ交渉を重ねる必要があると考えておりますが、当然、店舗の事情ですとか、あるいは条件によって明確なことが今ちょっと申し上げにくい状況ではありますが、これまで庁内では明年度中、できるだけ早い時期に開設できるように努力をしていくこととしております。

小越委員 そこで、どのような形態になるかを教えてほしいんですけども、例えば大阪事務所、東京事務所のように東南アジア事務所みたいなにするのか、それとも農産物をJAに委託するとか、現地法人に委託するとか、運営経営形態についてはどのようにお考えなんでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 設置形態についてまず簡単に御説明いたします。設置形態は3つのパターンがございまして、いわゆる街中のビルの一角に単独で入る単独店舗型というのが1つございます。2つ目としますと、これは例えばですけども、山交デパートがありますが、そこのある程度の面積をお借りして、そこでオール山梨で店を開くパターンです。3つ目としますと、今年に入って、愛媛県とか全農山形がそうですが、現地のお店の棚を1列縦にずっと借りるといった棚借り上げ型と勝手に呼んでおりますが、その3つのパターンがございませぬ。これはお店の事情もあり、物流の関係などもございませぬので、それらも当然、今、検討に入っておりますが、それらを全部ある程度考えた上で、最終的に国を決めていくということで想定させていただいてございませぬ。

以上です。

小越委員 運営形態ですから、県が直営で、東京事務所のようにやるのか、それともJAなど誰かに頼むのか、現地の方がやるのか。店舗を1ケース山梨スペースにするのかといった、誰が運営するのかを伺いたいということなんです。

大久保農産物販売戦略室長 まず、先ほどの単独型という、ビルの一角に入る場合は、現地会社をつくって現地で運営をしていくことになります。それから、日本側からは当然、ものを流す必要がありますから、これは例えば全農さんであったり、お酒の類であれば協同組合さんが考えられます。あと、例えば棚借りという棚を1列借りるような場合がございませぬが、こういった場合は主に、例えば全農さんからものを現地に流して、現地のお店に買い取ってもらって、現地のお店

がそれを売っていただくという運営形態になろうかと思えます。

以上でございます。

小越委員

私の認識が悪かったのかもしれませんが、どちらかというと、誰かにそこをお願いして売ってもらうという話なのではないでしょうか。山梨の人が行って、情報をキャッチして広げるというのではなくて、そこにコーナーを設けて売って下さいという程度のもと考えてよいのでしょうか。誰かそこに大きな店舗、東京事務所のように山梨から誰か行って、県職員でなくても、山梨のいろいろな観光も含めて、発信するのではなく、そのコーナーでものを売って下さいという程度の話なんですね。

大久保農産物販売戦略室長 先ほどの棚借りの場合も、通常はマネキンさんといいまして、現地で試食宣伝をしながらPRしてくれる方を大体配置しております。先ほど農政部長が申しましたように、どういう国で、どういうパターンで、どうやって見せていけば効果的かということをよく検討をいたしまして、それらも含めて国を決定していく考えでございます。

以上です。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(平成27年農業生産額について)

小越委員

確認なのですが、たしか平成26年は雪害で876億円と農業生産額がすごく少なくなったんですけど、平成27年度は大雪の被害よりももっと農業生産額は下回ると見込まれていると思ってよろしいでしょうか。

丹澤農政総務課長 本年の農業生産額は来年集計するわけですが、果樹のうち、いわゆる全山梨の、今回取り扱いの数字ということで、全体ではございませんが、厳しい数字にはなるのかなと考えております。

以上でございます。

(TPPの県内農業への影響等について)

小越委員

今のことも含めて、関係した質問をさせていただきます。知事の所信表明では、TPPの表明について知事は県内農業への影響も懸念されると本会議で述べておりました。そこでお伺いしますが、どのような影響が考えられるのか。県内農業への影響を懸念されているとありますので、それについてお答えください。

丹澤農政総務課長 TPPの影響についてでございます。現在、国の影響予測におきましては、米については関税撤廃の例外を確保したということで、輸入の増大は見込みがたいとしております。牛肉については段階的な関税削減、セーフガードということで、当面、輸入の急増は見込みがたいということでございます。また、果樹、野菜につきましては、多くの品目で関税が即時撤廃をされる見込みではご

ざいますが、国の予測でも既に時期的な住み分けもできており、影響は限定的、特段の影響は見込みがたいとしております。そうしたことも踏まえまして、本県とすれば、果樹、野菜の生産が主体ということでございますので、影響につきましては国の影響予測も踏まえながらも、実際にはそういう事態が生じることのないよう、産地の強化に万全を尽くしていきたいというのが答弁の趣旨でございます。

小越委員 知事の県内農業の影響を懸念されますという答弁は、マイナスのことを心配していると、普通、一般的には受け取れますよね。今の課長の答弁だと、いや、大丈夫だと受け取れてしまうんですよ。国の説明でいきますと、特に山梨県の一番大きいとされる果樹、野菜は限定的だから、大丈夫じゃないかと言っていますけれども、知事の所信表明は影響が懸念されますと言っているんですから、私は、山梨県農業について、TPPがどのような影響があるかということ、農政部ですらつかんでいるし、どういう影響があるかわかるべきだと思うんですけど、どうなんですか。

丹澤農政総務課長 影響については見込みがたいというよりも、当然、輸入量の増加という状態が生ずれば影響は生ずるものと考えておりますので、それについて適切に対応していくよう、今後、対策を講じていくという趣旨でございます。  
以上でございます。

小越委員 所信表明を見る限り、知事の見解と農政部の見解がずれているのかなと思いますけれども、例えば、隣の長野県では、JA長野県から「私たちの生活に大きな影響を及ぼすTPPについて、もう一度考えてみませんか」という意見広告、全面広告が新聞に出されております。それによりますと、JA長野県、まあ山梨県もかなり似ているところがありますけれども、リンゴが産出額、長野県のJAの試算ですと、273億円が116億円減少すると。山梨県がブドウは1位で、長野県はたしか3位だと思いましたがけれども、ブドウは産出が132億円に対して42億円の減少、牛肉、肉用牛、72億円に対して45億円も減少、桃、41億円に対して4.27億円の減少ということで、大きく減少することを考えると、野菜、果樹はあまり影響がないと言っていますけど、山梨県と、隣の長野県はほぼ同じような状況の中では、桃、ブドウが、1割から3割近く減ると。さらに、肉用牛に至ってはものすごい減少なんです。山梨県も同様にこのような影響があると思うんですけど、いかがですか。

丹澤農政総務課長 影響につきましては、当然、少なからずあるものと考えております。そういうことが生じないように、今後、適切に対応していくということでございます。  
以上です。

小越委員 では、影響が及ばないようにということで、どういう対策を考えているのでしょうか。それをお示しください。

丹澤農政総務課長 本年度策定しております農業施策大綱につきましては、本県の農業振興の方向性を明らかにするものでございます。これにつきましては担い手も含め、産地の強化、それから知事の申す販売需要の拡大に積極的に取り組んでいくという方向性を打ち出しております。基本的にはこれに沿って、TPPによる輸入の増大の可能性も含めて対応してまいるとともに、今後、国のTPP対策、補助金等を活用しながら、本県に必要な対策を適切に講じてまいりたいと考え

ております。  
以上でございます。

小越委員 担い手とか産地の強化とか販売網、それは前からやっていたことと同じこと  
ですよね。TPPによってかなりの影響があることを認めているわけですから、  
今までと同じものではだめだと思うんです。何かこういう施策を考えていると  
か、そういうものないんでしょうか。

例えば、TPPの協定締結ですが、平成23年11月には山梨県としてアン  
ケート調査しております。平成23年ですから4年前で、TPPに参加するか  
どうかのときですけど、このときもプラスの影響は軽微なものにとどまると既  
に農政部で書いてありますし、農家に対してアンケートもやっております。山  
梨県として、農家の皆さん、JAの皆さんとどういふふうこれからやってい  
くのか。今の答弁だと、今までやっていることと別に何も変わらないんですけ  
れども、どんなことを考えていらっしゃるんでしょうか。

丹澤農政総務課長 具体的な中身については、毎年度の予算に必要な事業を計上することにな  
りますけれども、現時点におきましてはJA等関連団体と情報共有、連携をし  
ながら、国の動向を踏まえ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

桜本委員長 小越委員に申し上げます。質問と答弁に変化がございませんので、内容を変  
えて御質問ください。

小越委員 課別説明書の説明の中で、桃、ブドウの販売の状況もお聞かせいただきました  
。輸出によって桃の、それから農産物の販売をしていくということもありま  
したけれども、それによって農家の皆さんの所得はどのくらいふえるのでしょ  
うか。販売強化という中で多分、輸出のことが出てくると思うのですけれど、  
どのくらいこのことで農家の方々の収入がふえていくのでしょうか。

大久保農産物販売戦略室長 海外からも、特に東南アジアを中心とする地域では、日本産、特  
に山梨県産の果物の評価は非常に高い状況がございます。もう少し量をほしい  
とか、現地からいろいろな話を聞いております。それも現地でべらぼうに安い  
金額で買うということではなくて、きちんとした金額で買っていただく。そう  
しますと、県内の農産物の販路も、さらに拡大をしていくことにつながって  
いくのではないかと思います。あと、TPP絡みということではありませんが、  
輸出の拡大ということで、先ほど白壁委員からもお話がありましたように、県  
内に来た人とにかく食べていただくことも大きなことだろうと考えており  
ます。

あと、国は、国内消費を拡大するということで、とにかく国内における日本  
産の認知度を上げていく取り組みを強化していくことを発表しています。詳細  
についてはまだ私も承知しておりませんが、あわせてそういったものにもき  
ちんとしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

小越委員 私が聞いたのは、農家の方々にとって、この輸出によってどのくらい収入が  
ふえるのかです。決算委員会でも聞きましたけれども、たしか農業の大綱の中  
で、農業だけの所得は大体140万円前後ですよ。農家の所得は300万ぐ  
らいありますけれども、大体半分が年金ですよ。農業所得でいくと140円か

ら150万円をずっと推移しているわけですが、輸出によって、農家の皆さんの純粋な農業所得はどのくらいふえとお見込みなんでしょうか。どのくらいふやしていくんですか。

大久保農産物販売戦略室長 お答えしにくい問題であります。通常、農家の皆さんは市場に農産物を出して、そこで競りに掛けられます。これは日本中のものが集まって競りにかけられるということで、当然、外国のものも勘案して競りにかけられ、そこで価格が決まってくる。農産物が豊作になればなるほど値段は下がります。ですから、農家の皆さんはたくさん出しても全然もうからないといいますが、いつもとあまり変わらない状況が発生をいたします。

先般、東京、それから大阪を中心に市場関係者で意見交換会をしましたが、特に関西圏では、山梨の桃、ブドウの人气が非常に高く、みんなが買いたいと手を挙げるものですから、値段が底上げされて、どんどん、どんどん上がって困るとまで言われています。ただ、具体的に、農家の皆さんの所得が幾らふえるということまで、金額の分析はしにくい状況でございます。

以上です。

小越委員

TPPによって輸出ができて農業がよくなるというのは、農業ではなく、農家の皆さんにとってどうなのか全くわからないわけです。逆に、去年の生産を見ますと、桃なんかは大変な状況でした。多分、昨年、前年比で見ても、例年より、桃専業農家にとってみれば、物すごい打撃なわけです。いつどうなるかわからない。そして、そもそも良い桃がそろうのかどうかもよくわからない中で、TPPが来るからといって、何でも輸出に頼ることは私は間違いだと思っております。

TPPは大筋合意と報道がされていますけれども、まだ決まったわけじゃありません。国会での承認が必要です。アメリカの議会の中では、今回の大統領選挙の候補者でもTPPに反対の人がほとんどです。山梨県は農業県ですから、TPPに批准するなと言うのが、農家の皆さんを守る一番だと思えます。部長、山梨県としてTPPに反対する表明をするべきだと思いますがいかがですか。お伺いします。

丹澤農政総務課長 TPPについては、本県にとっても重要な課題と考えております。知事も本会議で答弁申し上げましたように、国の動向を注視しながら、JA等関係団体と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

小越委員

TPPに対する考え方、意思ですね、どう考えているのか。私は反対するべきだと思います。まだ決まったわけじゃありませんよ。大筋合意といたって、何もわかってないですし、国会での批准も審議もやっておりません。アメリカやカナダや日本が判を押さなかったら効力発しないわけです。こんなに被害が大きい、山梨県の農業にとって、山梨県としてこのTPPに反対すると表明するべきだと思いますが、そのことを聞きたいです。

以上です。

丹澤農政総務課長 すみません、TPPに関しましては、農林水産分野に限らず全般でございます。県でも対策本部を設置しましたので、その中で検討していくことになるかと思えます。よろしくお願ひします。

(米の海外戦略について)

浅川委員

先ほどの海外戦略のところでは、予算と関係なかったから質問しなかったのですが、我々は去年、台湾の微風広場のほうに、山梨県観光大使であるデイビット・リンさんを通じて行って来ました。TPPもさることながら、北杜市でとれたお米を台湾に持って行きました。去年は1トンという話を聞いておりましたが、今年も11月の末に行って、大成功したと聞いております。この辺について大久保室長、具体的に数字と、また県がどのように絡んだのか、そしてまた、お米でどのような戦略で販売したのかをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

大久保農産物販売戦略室長 浅川委員がおっしゃられたお米の関係ですが、北杜市のこびっとという農業生産法人がございます。概要を申し上げますと、お米を全部で10町歩おつくりになられて、平成26年度から台湾へ輸出しています。委員のお話にもあったように、山梨大使をお務めいただいておりますデイビット・リンさんが日本中全て歩いて、いいところの米を台湾へ持っていきたいという取り組みを進められていますが、その1つにこびっとさんも認められ、お米を台湾に持って行っていきます。平成26年度1トン、27年度につきましては3トン、五百川という早場米と、それからコシヒカリのいいものを持っていかれております。11月30日から4日間、台湾の台北で新米フェアをされましたが、最後は高雄にまで行かれまして、フェアをやらせています。

先般、帰国されまして、御報告を頂戴したところ、非常に好評であったようです。山梨県の米もほかのところと負けず劣らずよく売れたとのことでした。今回は特にまた1つのにぎやかとしまして、甲斐市が龍王源水を台湾に売り込むということで、甲斐市長さんが11月上旬に台湾に行かれています。その水を使って、山梨の水で、山梨の美味しいお米を炊いたものということで、それを試食提供しましたところ、これが結構大人気であったとお話を聞いております。

議会在直近だったものですから、私どもは、同行できななかったのですが、こびっとさんには山梨県の全体のPRグッズを相当お持ちいただきまして、山梨県のPRもかなりやってきていただいたという状況にございます。

浅川委員

先ほど来、東南アジアの戦略として場所を探す部分で予算もつくったわけですが、今まで蓄積したフード台北という部分で、もうあれは五、六年前ですか、そういうところにも参加して、知事と一緒にトップセールスをしたことを記憶しております。新しい場所をどんどん変えるのもいいのですが、そういう成功事例から考えてみても、やっぱり継続は力だと思います。TPPも含める中で、そういった戦略を持って進めてほしいと思いますが、来年についてはどのような、特にこびっとの戦略は何かお考えがあるんですか。

大久保農産物販売戦略室長 まだ詳細については話し合いをしてございませんが、今週の18日にこびっとさんと話し合いを進めてまいる予定でおります。こびっとさんのほうでも、現地で先ほどのデイビット・リンさんからもいろいろ御提案をいただいたと伺っておりますので、それらもきちんとお聞きしながら、明年の対応について整理をしてまいりたいと考えております。

清水花き農水産課長 お米の輸出につきましては、国内では農産物検査法というものがございまして、こびっとさんの場合、五百川ですけれども、これは検査機関にかけることが必要なのですが、今までは五百川自体が検査法の中の登録になってござ

いませんでした。ですから、海外へ出す場合には五百川という名前が売り出せなかったわけですけれども、今年度、国の機関と五百川を検査品目として認めていただくこととなりますので、次年度からは五百川で出すことが可能になるということです。

浅川委員

関連になるのですが、先般、北杜市で環境王国という冠で県からの指導もいただく中で、白州の望月農業さんたちが絡んで、認可をいただきましたよね。こういった部分も、海外に向けてこのブランド化する上でのシンボルだと思えます。そんなことも戦略の中に入れて、北杜市もかなり米がとれておりますので、小さいところからですが、1トンが3トンになり、3トンが10トンになる可能性はありますので、ぜひ具体的に力を入れていただきたいと思えます。農政部長に聞いてこの部分の締めにしましょう。

橋田農政部長

今後とも山梨ブランドの確立のために、小さいことから積み重ねをしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

(鳥獣被害対策について)

浅川委員

次に、鳥獣害に対する農政のかかわりで質問させていただきたいと思えます。畜産課を中心に、猟友会等々とも何回か話を進めて研修もしたり、現地調査もしてきたわけですが、御承知のとおり、先ほどの八ヶ岳牧場には立派な塀をつくっていただきましたので、その牧場の中には鹿が入ることはできません。しかし、その分、外で大繁殖をして、大変困っておるわけでありまして。私どもの地元にはキープ協会がございまして、ここは牛ではなくて、鹿のほうがずっと多いぐらいで、3倍以上の鹿がおります。100頭ぐらいが、3つか4つの群れをなしております、これをなかなかやっつけることができなくて、下のほうへ出てきて、電車にはねられたりしています。電車ならいいんですが、車ともかなり接触等々して、大変大きな問題になっております。議会でも、このことに関する政策提言ということで、先般、委員会も開かれたようなので、さらに提言していくわけですが、先般、明野の給食センターの跡地に、処理場ということで500万円ほど予算を持ってきたのですが、これについても、やはり加工するまでに2時間という時間的な制限があるわけです。とにかく八ヶ岳南麓を攻めなきゃいけないということで、駒井畜産課長等も含めて計画を進めているようですが、この辺について、今、発表できるようでありましたら、発言をしていただきたいと思えます。前向きな発言でないと、大変なことになりますので、ぜひ回答いただきたいと思えます。

駒井畜産課長

鳥獣害の関係ですが、畜産課といたしましても、獲った後、食肉としてのジビエ活用ということで、各市町村、あるいは団体等に指導や協力させていただいております。今、浅川委員の言われたとおり、今年度、北杜市の明野に4カ所目のジビエの施設ができるということで、過去3カ所につきましては、丹波山村、富士河口湖町、早川町でございますが、市町村を中心に稼働しているところでございます。

ただ、今後、浅川委員の言われたように、北杜市を中心とした地域は、やはり県で一番鳥獣捕獲頭数の多い場所でございます。明野だけではございません。やはり段上のほうの地域につきましても、考えを詰めていかなければならなりません。浅川委員に御苦労いただいております北杜市を中心とした検討会がございまして、今後、開催して地元の意見を聞いた中で、施設の整備、あるいは

はそのほかの処理等につきましても検討していきたいと考えております。

(馬術競技場について)

浅川委員

畜産課長に質問が集中するようではありますが、小淵沢にある馬術競技場があります。これはスポーツのほうと重なるかもわからないのですが、すばらしい競技場ですので、先般、地方創生の事業の中で観覧の場所、それから八ヶ岳南麓、観光の振興もあわせていただいたわけではありますが、今般、9月にはウオーキングもさせていただき、成功したわけではありますが、地域の方々から、厩舎が狭いから、もう少し厩舎を大きくしていただければ、オリンピック等々の選手の練習等の候補地になれるんじゃないかということで、かなり強い要望もあり、要請の書面も提出したいと地域の人たちが言っておるわけでもあります。このことについては農政部長もよく承知しておると思いますが、そんなにお金はかからないのですが、畜産の振興とあわせて観光振興、それから山梨県全体がオリンピックの中で着地できる、一番近い場所だと思えます。スポーツのほうと関連もありますので、部長の考えをお答えください。

橘田農政部長

馬術競技場につきましては、馬術の町小淵沢ということで、地元にとりましても、私ども県にとりましても非常に重要な施設だと考えております。ただ、かいじ国体のときに建設したものですから、非常に年月がたちまして、老朽化も進んでいるという状況でございますので、厩舎の整備等も含めまして、計画的な整備に取り組みまして、今後とも地元の皆さん、そして山梨県の皆さん、あるいは全国の皆さんに愛される馬術競技場として、私どもも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(TPPについて)

白壁委員

TPPの捉え方について伺いたい。聞いていると、TPPは、日本が滅びる話みたいに捉えられていて、特に、マスコミなんか、農林水産省と経済産業省との試算の違いだとか、あとは各県によっては主力の産業が著しく減少するだろうからTPPは悪いことなんだってよく言いますよね。ほかに、EPAや、FTAの話があったけど、今それがどこか行ってしまっているんだよね。世界の潮流、流れというのは、TPPでは、とりあえずパシフィックオーシャンというか、太平洋を囲んだところの、例えばベトナムだとか、シンガポールも入っているのかな、その辺のところはずっと入って環太平洋ということになるわけですね。ほかに、日中韓のFTAもあるだろうし、前からやっているEPAもあるだろうし、これはもう流れなんだよね。今、県の対策本部で、横断的にTPPに対する対策を出して、情報交換を始めたのかな。動き出してくれたようだけど、その辺は、どんな状況になって、どんな動きになっているのか。その辺をちょっと教えてもらいたい。

丹澤農政総務課長 県におきましては、大筋合意の後に、知事を本部長とするTPP協定対策本部を設置しました。それに基づきまして現在、情報の収集ですとか、今後、必要になるであろう対策について、各部局で情報収集をもとに検討するようという御指示をいただいております。

白壁委員

完全の締結じゃない、大筋合意だと言いながらも、国はほぼ方向性が示されているから、次の補正予算の段階でTPP絡みの対策費というのが出てくるだろうと言われてますね。多分、皆さんはその辺の情報をつかんで、そのお金をいかに山梨に引っ張り込んで、これを契機に強い農業に、山梨の農業のため

に頑張ろうとやっているんじゃないかと思うんだけど、何か、そういう情報はあんでしょうか。

丹澤農政総務課長 政府で発表いたしましたＴＰＰの対策大綱におきましては、本格的な予算につきましては来年度以降の予算編成ということで、具体的な内容は出ておりませんが、本年度の国の補正予算の中で、新聞報道ですと3,000億円規模で産地の強化ですとか、そういうものについて前段階での補正があると承知をしております、現在、その情報収集を行っているところでございます。

白壁委員

多分そうだと思うんだよね。いかに早く情報を取って、これから山梨県の農業が縮まないよう、衰退しないようにしてほしいと思います。いい契機で、ここがチャンスだから。ＴＰＰは全てがだめになるものじゃないんだよね。これをチャンスとして捉えて、海外に何かやろうと。先ほど担い手って言ったけど、担い手だって重要なことで、今までやってきたじゃないかって言っても、県単だけではなかなか難しい部分があるわけです。じゃあ、そこを何とかしながら、担い手の確保をもっと強化していこうじゃないかと。土地の集約がなかなか難しかったから、何かもっと農家の人たちが自信を持てるようなものを使いながら、そういうものを集約しようじゃないか。じゃあ、新たなものでこれまでと違うものを山梨の農業を強くするために、こういうことをやろうじゃないかと。財政不如意な中で、県単ではなかなか難しいけれど、国がこんな予算を今度つけそうだから、よし、これで行こうじゃないかとするには、僕はいい契機だと思っています。何でもかんでも反対で、こんなことをやったら日本の農業は衰退し、潰れる、農家の人たちは全員だめになる、そんなことは決してないのよ。

要は、今から日本の農業を強くしなければならない。自給率も上げていかなければならない。だから今がいいチャンスなんだということをよくわかってもらわなければだめなんだ。よく考えてほしい。ＦＴＡは、どうなったか。今、日中韓、何をやっているのか。ＥＰＡはどういうふうになったのか。今度、たまたま環太平洋が出ただけで、それが並行して動いているんだよ。みんな自信を持たなければだめだよ。そのかわり、今までとはもっと違ったところに力を入れたり、新たなものをしたり、いろいろな情報を集めて、強い農家をつくっていくことだ。山梨県の強みを生かしていくことだ。

さっきから聞いていても、たじたじで、弱含みなんだ。もっと自信を持っていかなければだめだ。山梨は農業がたかだか900億円。よし、これを電子産業と同じように何倍かにしてやろうっていう気概が欲しい。

桜本委員長

農政部長、総体的に答えてください。

橘田農政部長

ＴＰＰにつきましては、委員がおっしゃるように、必ずしもマイナスの影響だけではないと、私ども考えております。農業につきましては、どうも報道等によりますと、マイナスの影響があるという傾向の報道がされていますけれども、委員御指摘のとおり、ピンチをチャンスに変えるということもございまして、これを契機に、ＴＰＰの動向いかにかわらず、山梨県の農業を強くしていく取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

国の補正予算につきましても、知事を先頭に国に要望活動をした結果もありまして、ＴＰＰ予算がついていると。報道によりますと、先ほどのお話のように、補正予算で約3,000億円。そのうち3分の1が農業農村整備事業にもつくという報道もされておりますので、今後とも、私ども、国にも要請しながら、さらに情報収集もしながら、国の予算も活用して、強い農業づくり、山梨

県の農業振興の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(農産物のブランド化について)

高木委員

私は本会議の一般質問をさせていただいたのですけれども、やっぱりブランド化を進めることが、今、お話があったようなことを解決していくことにもつながっていくのかなと思っています。先ほど販売量と売上高の資料をいただきましたが、前年と同じようなトン数さえあれば、はるかに収益が多くなったと見て取れるのですが、そういう中で山梨市にある果樹試験場の皆さんはとても努力されておられて、甲斐のくろまるはもう7月の後半から色がかなり黒くついて、1カ月も早く出荷できる状況になっています。ただ、少し変形があるといった問題があるので、研究は当然、されているんでしょうけれども、そういう技術力にもっと、県のお金を投入して、研究費を増額して、そしてブランド化を進めるといった考え方がすごく必要になるのかなと思います。ピンチをチャンスに変えるのも、やっぱり山梨県のブランド力を上げる。そして、桃の夢みずきなんかは300グラムだそうですけれども、中には350グラムぐらいのものも出るという中で、それをむしろ500グラムぐらい大きくすることもできるようですから、それを1個単位で贈答品に使うと、相当、農家の収入も上がるのではないかという期待もあるわけです。その辺について、この主力3品目、桃、スモモ、ブドウのブランド化についてどんなお考えを持っているのか、具体的なことを教えていただきたいと思います。

土屋果樹食品流通課長 ブランド化につきましては、いろいろな手法、もちろん販売面とか生産面とか、いろいろございまして、私どもといたしましては、やはり先ほどお話ししました、シャインマスカットが登場してからもう数年経過しておりますが、値が下がるどころか、毎年上がっていくという状況でございます。ぜひ、そういう新しい品種を早期に産地化をしていくことが必要だろうと考えております。

ただいま、委員からのお話がございましたように、やはり新しい品種を育成して、早期に産地化をするということが、その中の一つの大きな柱だと考えております。こちらにつきましては、本会議でもお答えをさせていただきましたように、県の果樹試験場が育成しましたオリジナル品種を、1日も早く産地化をするというところに県としても力を注いでいきたいと考えております。

高木委員

甲斐のくろまるが商品価値を生むためには、色の問題はないのですけれども、変形してしまうといった、この辺の研究については、県は当然、研究室にいろいろな助言や、対策費などを盛り込んでいると思うのですが、どうなっているのかお聞きします。

相川農業技術課長 くろまるの栽培方法につきましては、果樹普及部等が中心となりまして、世に出てまだ浅い品種なので、作り方等も農家がなれない部分もありますので、きちんとマニュアルをつくりまして、それに基づきまして指導をしているところであります。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会

所管事項

質疑

(企業の立地目標について)

早川委員 まず、企業立地の目標に関してお伺いしたいのですが、ダイナミックやまなしの総合計画の77ページに、企業立地の目標が65件ということで載っております。そこで確認なのですが、内容も含めて、県外からというイメージが強いのですが、私は、一定規模の土地を購入した県外と県内の企業も含むと認識なのですが、そもそも、それもいいのかを含めて、この目標の根拠と内容についてもう少し詳しくお伺いをさせていただきたいと思えます。

初鹿野産業集積課長 今回の目標値につきましては、65件としてありますけれども、これは年2回、工場立地法に基づきまして、国が中心となって市町村の協力を得て行う調査の結果をベースにして行っております。対象は1,000平米以上の新たに土地を取得した企業を対象としております。御指摘のとおり、県外からの立地に加えまして、県内企業が新たに土地を取得した場合も含んでおります。以上でございます。

早川委員 5年間で65件だという意味だと思うのですが、5年間の大切な1年目も今もスタートしていて、残りの3カ月あると思うんですけど、まあまあ好調とも聞いております。今年度の企業立地の実績において、見込み等お答えできれば、今年度分の企業立地の数字などの見込みを教えてくださいたいと思えます。

初鹿野産業集積課長 今年度、平成27年の実績についてでございますが、27年上期の実績が10社でございます。下期については、現在、調査中ということで、数字はまだ出ておりません。65件で5年間ですので、平均すれば13件ということになりますので、おおむね順調に推移していると理解しております。年平均13件のところ、上期だけで10件という状況でございます。

早川委員 65分の10が上期だけでできたという解釈では、比較的順調ということでしょうか、もちろん景気がある程度、いろいろな影響で順調だったと思うんですけど、下期もぜひ残り頑張ってくださいたいと思えます。

もう一つ、県内の企業の振興についてお伺いしたいのですが、アメリカのリトルトン市にエコノミックガーデニングという考えがあります。これは私たちが視察に行った大阪市でも始めていることなのですが、企業誘致だけに目を向けるのではなくて、県内にある既存の企業を育てるということで、今、同じようなことをやっています。とにかくそれに特化するということで、このリトルトン市はこれに取り組んだことで、就労者数が1万5,000人から3万5,000人になったという実績もあるようです。県外からの企業の誘致ということも本当に大切なんですけど、本県として、逆に県内企業の撤退もあると思えますので、その撤退を防ぐ観点でも県内企業の育成にも取り組んでいただきたいと思います。この点について何か取り組みというか、考えがありましたらお伺いしたいと思います。

初鹿野産業集積課長 ただいま御指摘がありましたとおり、私どもも県内企業の育成というの

は非常に重要だと考えております。企業立地の最大の効果といいますと、県内で企業が事業活動を拡大していただき、県内への経済波及効果が広がるのが第一だと思っております。第二に、県内での雇用創出ですが、県外企業の立地なのか、それとも県内企業の立地なのかということについては、効果の違いはないと考えております。県といたしましても、今後とも県内企業への経営面の課題や技術面での相談などに産業支援機構や工業技術センターと連携をいたしまして、親身になって対応し、積極的に県内企業の育成にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(スマート工業団地の整備について)

早川委員

繰り返しになりますけれども、県内企業を大切にするというのは、企業誘致、県外から企業を引っ張ってくることに同じぐらいか、私はそれ以上に大切ではないかと思っております。

次の質問に移るのですが、同じく、ダイナミックやまなしに基幹産業の発展プロジェクトの中で、企業を誘致していくその強みの中で、スマート工業団地の整備とあります。ただ企業誘致を推進するのではなくて、こういった優位性のある場所は必要だと思っております。私も以前、本会議で宮城県にあるトヨタのスマート工業団地みたいなものを整備して誘致をしていくべきと提案したことがあるのですが、この誘致をしていくのにスマート工業団地の整備に取り組んでいきますとあるのですが、この見込みといいますか、進捗が今、どのようになっているかを教えていただきたいと思っております。

初鹿野産業集積課長 工業団地の整備につきましては、現在、企業立地適地調査を進めているところでございます。この適地の選定につきましては、産業労働部が所管しているところでございますが、そのスマート工業団地の可能性の検討という部分についてはエネルギー局が所管してございますので、産業労働部の所管している部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在行っている適地調査でございますけれども、先日、市町村に候補地を挙げていただけるようお願いをしたところでございます。今月中にはその候補地を挙げていただける予定となっております。この調査で選定される候補地と、市町村から出された候補地につきまして、客観的に立地環境や整備の容易性、推定分譲価格などを検討いたしまして、その事業可能性を判断していきたいと考えております。この調査の中では、工業団地の整備の可能性について検討いたしますけれども、来年度、具体的なエリアや推定分譲価格などの情報を持参して企業訪問を積極的に行い、より確実な企業ニーズを把握していきたいと考えております。

早川委員

新規の選定ではないのですが、既存の、甲府市大津町に工業団地があって、一部にはスマート化の検討が進んでいると聞いたこともあります。この進捗に関しては、産業労働部の範囲でお答えできるものがあればですが、いかがでしょうか。

初鹿野産業集積課長 その件につきましてエネルギー局のほうから情報を提供いただいておりますので、その範囲でお答えいたします。

甲府市大津町の甲府南部工業団地にある日本電気が資源エネルギー庁の補助事業とともに応募したいということで県にお声かけいただきまして、県が共同事業者として応募したところ、これが9月に国から補助事業が採択されたということで、現在、その事業を実施していると伺っているところでございます。

早川委員

スマート工業団地はやまなしパワーとあわせて工場を誘致するのに優位性になることだと思うので、引き続きやっていただきたいと思います。

最後なのですが、企業立地と、またもう一つ、本社機能の移転ということで、国の地域再生計画が、国から認定されたという報道があったのですが、県でも企業誘致と並行して本社機能の移転に取り組む中で、私の認識では、企業立地は製造業だけが対象ですよね。本社機能の移転は業種の限定がなくて、基準もわりあい簡単だと聞いているのですが、この地域再生計画の制度の中身などを、もう少し詳しく教えていただきたいのと、目標として9社で225人の雇用としている見込みについてもあわせてお伺いして、質問を終わります。

初鹿野産業集積課長 本社機能の移転等につきましては、人口減少対策、地域の活性化という観点から非常に重要であると考えております。国が地域再生計画というものを作成し、国に申請をしたところ、11月27日に承認を受けたところでございます。お尋ねの業種についてでございますが、先ほどの企業立地の業種としては、基本的に製造業ということでございますが、こちらの本社機能の移転等につきましては、業種の制限はございません。ただ、本社機能等の移転に伴いまして、従業員が10名以上増加、中小企業の場合は5名という条件がございます。あとは、投資額などございまして、業種が限定されず、中小企業の場合は従業員が5名ふえればいいこと、それから、建物とか設備に対する投資については1,000万円以上行えば対象となるということで、比較的ハードルが低い制度ということでございます。この制度は、製造業のみならずということですので、私どももこの制度を広く活用し、本県への企業誘致に役立てていきたいと考えているところでございます。

(小規模企業者等設備導入資金貸付事業について)

高木委員

9月議会のときに小規模企業者等設備導入資金の貸付金を当初予算で10億円だったところを、7億円プラスということだったのですが、その後の進捗状況というか、貸し付け状況等々をお聞かせ願えますか。

末木商業振興金融課長 小規模起業者等設備導入資金貸付事業ですが、直近の11月末までの貸し付け状況が13億6,000万円という金額になっておりまして、9月に御審議いただいて以降、順調に数字が伸びている状況でございます。

高木委員

たしかあのときに8月ぐらいで、当初予算がほぼ消化されたので、大変大きな7億円もプラスした補正予算が決まったと記憶しているのですが、そこから先が3億6,000万円ということですから、進捗状況はあまりよくないのかなと思うのですが、どんなものに貸し付けられたのか。あのときはたしか貸し切りバスということだったのですが、その後の貸し付けである、3億6,000万円はどんな内容か教えてもらえますか。

末木商業振興金融課長 この設備貸与、前半、年度初めはやはり納車に時間がかかるということで、貸し切りバスが非常に多く集中したわけですが、貸し切りバスを除きますと、例えば具体的に何が多いいといった特徴はあまり顕著にはあらわれてきておりません。8月以降につきましては、貸し切りバスについては1件のみで、それ以外につきましては通常の中小企業が活用します設備に満遍なくといえますが、投資が行われてきている状況でございます。

高木委員            せっかく組まれた補正予算でありますから、しっかり使っていただくために、PRをしていかなければいけないと思いますが、中小企業振興公社が取り扱っていましたがどうか。お聞きします。

末木商業振興金融課長    事業の実施主体は、やまなし産業支援機構になります。

高木委員            産業支援機構にはまだあとわずか、この後半で、残りが3億数千万円あるということなので、その利用が促進されるようにするのが本課の仕事かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

末木商業振興金融課長    9月の委員会のときにもお話をいたしましたけれども、各金融機関等にも協力をお願いしたり、あるいは産業支援機構でも制度の活用を活発にPRといった活動をしてもらっております。通常、例年ベースでいきますと、年度末に行くに従って、やはり納期限というものが限られてきますので、実績ベースでは減少傾向になりますけれども、こういったペースで伸びているということは例年になく活用の度合いが高いと認識をしております。

高木委員            あのときにたしか答弁で、設備の意欲が高まっていると聞いたのですが、未消化の可能性もあるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

末木商業振興金融課長    予算が残り3億4,000万円ほどになっております。これから12月から3月までの4カ月間ということで、通常でいきますと、ここ最近、3年の平均が2億7,000万円という実績が出ておりますので、今年も例年ペースで行けば16億円台でおさまるのかなという見込みを現在もっております。

高木委員            零細な事業者にとってはありがたい制度というか、支援だと思えます。ぜひ、PRをしっかり産業支援機構にさせていただき、今後も利活用していただければと思います。ぜひ、今年度の実績を踏まえて、当初予算からしっかり予算を組んでいただければと思いますけれども、財政課と本課との打ち合わせみたいなものは、かなり進んでいるんですか。ちょっと先走った質問なのですが。

末木商業振興金融課長    来年度の当初予算の件につきましては、担当レベルで話はしておりますけれども、本年度の予算規模も9月議会のときに少しお話をしましたが、想定外だったこともございますので、来年度に向けましては、今、財政サイドと詰めをしておりますので、こういった金額になるかにつきましては、まだ時間がかかるといった状況でございます。

高木委員            山梨県の産業も、企業流出などが起こって、非常に大変な状況にあるかと思えます。さらにこれを進展させていくためにも、こういった資金をしっかりと組んでいただいて、産業の活性化のために使っていただきたいと思いますけれども、最後に、その辺についてどんなお考えがあるかお聞かせいただければと思います。

末木商業振興金融課長    本県の設備貸与制度というのは利用する企業の割合が非常に高く、全国的にも大阪府と肩を並べるぐらい利用実績がございます。ですから、貸した後、個々の企業への支援といったものも産業支援機構で個々に行っておりますので、企業収益の向上や経営安定に資する制度運営などに取り組むとともに、今後も多くの小規模事業者にも本事業を有効活用していただくよう、需要を掘り

起こして産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(企業立地における雇用について)

小越委員

先ほどの早川委員の話と少し関連するかもしれませんが、ダイナミックやまなし総合計画で、山梨県の企業立地65件、企業立地での新規雇用者数1,625人と発表されました。そして、地域再生計画、いわゆる本社機能の移転の目標が9社で225人とありますけれども、この65社1,625人にプラス9社225人なのか、いや、含みの数なのか、足して74社1,900人ということなのか、そこをまず御説明ください。

初鹿野産業集積課長 ただいまの御質問でございます。企業立地の目標数については、先ほどの答弁の中でもお答えしましたとおり、ほぼ製造業に限定ということでございます。一方、本社機能等の移転につきましては、業種を限らずということで、私どもとしては、それぞれ別のものとして推計を立てたところでございます。

小越委員

ということは、74社で約1,900人と考えられるんですが、この地域再生計画の概要版を見ますと、もう既に年次計画が出されておまして、地域再生計画の目標、就労機会で最大225人となっています。企業の新規立地が最大9件とありまして、平成27年度から31年度までの目標雇用創出人数、移転型事業の認定、拡充型事業の認定とあるのですが、先ほど既に、平成27年上期で10社が来ていらっしゃると言っておりました。平成27年度に拡充型事業が2社25人と書いてあるのですが、平成27年10月なんですけど、もうここは平成27年度中に地域再生計画によって2社で25人がふえるということで進んでいると理解してよろしいでしょうか。

初鹿野産業集積課長 その拡充型の2社につきましては、幾つか候補となる企業がございまして、ここだと確定した企業はまだございません。

小越委員

平成28年度には、本社型ですよ。本社型というか、東京から来る移転型事業だから、平成28年度は1社、拡充型は3社で50人と書いてあるのですが、東京から来るということは、来年、平成28年度はもうすぐですので、1社というのはもう当てがあると見込んでいてよろしいんですね。

初鹿野産業集積課長 まことに申しわけございませんけれども、それについては計画ということでございますので、実現できるように積極的に取り組んでまいります。

小越委員

そうしますと、平成29年度、30年度、31年度は、移転型、東京から取るのはゼロ社です。そして、拡充型は、平成29年度は3社で、平成30、31年度は両方ともゼロなんですよ。ただ、人数は50人ふえるということになっています。会社来ないけど50人ふえるというのは、今のお話でいきますと、頑張っただけで、平成28年度に、東京から来るにも大体当てがないと。ことし平成27年は終わりますから、大体これがないとおかしいんですけど、平成30年、31年は、来る目標がゼロ社なのに、雇用が毎年50人ふえるというのは、話が合わないんですけども、このことについて説明をお願いします。

初鹿野産業集積課長 会社の数につきましては、今回の計画が平成29年度中に県の認定を受

けることになっておりますので、平成29年度中に認定を受けた数が書いてございます。具体的にその会社が雇用を発生させるのは、その認定の後になるということで、平成30年度、31年度には雇用が発生する数字が入っているということでございます。

小越委員 山梨県だけでなく、他県でも都市部からの企業の地方への移転ということを考えていると思うのですけれども、他県との違いというのは何かあるのでしょうか。東京23区からの本社の移転、拡充型、県内事業者拡充では、税金の優遇がありますよね。それから、雇用税制のところでは優遇があるのですけれども、それは全国一律だとしますと、山梨県独自でこういうことがあるから来てください、ほかの県との競合する中で、山梨県が優位だから来てくださいというものは何かあるのでしょうか。

初鹿野産業集積課長 その点につきましては、現在まだ検討中の部分もございまして、答弁は控えさせていただきます。

小越委員 もう、始まっていて、この計画でいくと平成27年度に2社来て、平成28年度に3社来るとなっているのに、今まだこれから検討中というのは、どうやって実現できるんですかと私は首をかしげてしまいます。そして、この本社機能の移転の中で、先ほどもお話がありましたけれども、県内、県外問わず、効果は同じだということです。山梨県の地域振興に、それから定住の人口にかかわるとおっしゃっていたのですけれども、この本社機能の移転によって、225人は、私、いつも聞くんですけれども、正規雇用を見込めると踏んでよろしいのでしょうか。

初鹿野産業集積課長 今回の本社機能の移転等につきましては、やはり企業立地の考え方と同様、当該企業から直接給与を支給されること、それから雇用保険法による一般被保険者であること、1年以上雇用される見込みがあること、それから週の労働時間が20時間以上であることを満たします常時雇用労働者を対象として見込んでございます。

小越委員 正規職員という限定ではなく常用雇用なんですよ。それだと本当に山梨県に定住していただけるのかわからない。そして、この移転の中には、東京から来るとなると、山梨から見ても東京は近い。東京から山梨近いとなると、山梨に住んでいただく、山梨での雇用をお願いするとしないと、固定資産税だけ免除されたり減額されて、山梨に住む人が来なかったとか、山梨県内の雇用がふえなかったという、何か狙いとずれてきてしまうと思いますが、必ず山梨に住んでいただく、住民票を移していただくとか、山梨県内から雇用を正規で取っていただくといった縛りをつけるのでしょうか。

初鹿野産業集積課長 お答えいたします。縛りにつきましては、国の一律の基準で、県が地域再生計画に基づきまして、その事業者の事業を承認するには、従業員が10人以上増加すること、それから、中小企業者については5人以上雇用することということでございます。この10人、あるいは中小企業者の5人につきましても、製造業と同じ考え方となっております。

小越委員 質問していることの答えになっていない。移住して、東京から引っ越してきてもらうということなのか、山梨県内の人からとるのか。いや、東京に本社が

あったのだから、東京の本社の人全部山梨に来たということにするのか。いや、そうではなくて、県内からの雇用とするのか。山梨県に住んでもらう、住民票を移して住んでもらうことまで含めての縛りはあるんですかと聞いているんです。いかがですか。

桜本委員長 産業集積課長、あるかないかで教えてください。

初鹿野産業集積課長 まず、今回の本社機能の移転等につきましては、移転型と拡充型というものがございます。移転型というのは東京23区から地方に本社等に移す場合、これについては先ほどの従業員10人、もしくは中小企業だと5人、この2分の1以上が東京からの移住者であることが条件となっております。その他、23区以内、大阪とか神奈川とか、ほかの大都市から地方への本社機能等の移転、それから拡充、県内企業が県内において事業を拡大するようなケースについては、そのような縛りはございません。我々といたしましても、これら本社機能の移転等について積極的に企業に働きかけてまいりますけれども、もちろん委員がおっしゃるように、正規職員を極力ふやしていただけるようお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

(奨学金返済の減免について)

小越委員 確かに移転型増加の過半数は東京から移転であることも必要となっているんですけれども、それは山梨に来て住んでもらわないと定住に含まれないんですよね。そのことも含めて、本社機能移転は全国でやっていると思うんです。山梨県はなぜここに来てもらいたいのか。そして、山梨県にとってメリットになるようなこと、正規雇用をしないと、やっぱりただ企業が来て、固定資産税減額して、地方税減額してくれれば、ほかにも産業集積助成金も使いますし、市町村のいろいろな助成金も使えるというおいしい話なんですけれども、企業だけが来て、雇用がふえなかったでは本末転倒になりますので、正規雇用ということをぜひとも県としてお願いしたいと思います。

もう一つ聞きたいのは、11月8日の山梨日々新聞で掲載がありました県内就職で奨学金の返済減免のことです。これは教育委員会の所管だと思っていたのですが、担当の産業労働部によると書いてありますのでここでお聞きしたいと思います。

これによりますと、来年度から実施できるようにしたいので、2月の定例県議会に提案を目指すところがあるので、大体の大枠とか考えられていると思うのですが、どういうものなのか概要をお話しいただきたいと思います。

立川産業政策課長 奨学金につきましては、新規主要事業協議で掲載されておまして、県内に戻ってくる人々、大学生ですとか奨学金をいただいている方、この方たちの一部を補填しようということで、新規主要事業協議に載せたところでございます。

小越委員 それではこの記事に書いてあることは、全然協議されていないのでしょうか。これによりますと、県内企業の多くを占める機械・電子業をはじめ、建設業、サービス業、IT情報技術関連など、対象の就職先、望ましい業種の範囲を考えていると、基金創設などの制度に向けて協力をお願いするとかかなり書いてあるんですけど、今の話でいくと、まだこれから検討しますというだけだったのですが、業種を決めて奨学金の返済を免除するという考えではないということでしょうか。

立川産業政策課長 ただいま、記事で書かれております内容ですが、これはそもそも国の制度でございます。国はそういった業種を限った奨学金をつくって、そして奨学金を返す方々を支援するよとということ、内容的には全て国の制度を説明しているだけでございます。公開されている内容ですので、その制度にするかどうかというのは、県としての今後、検討ということでございます。

小越委員 この枠ではなくて、県独自の枠があるというふうに私はお願いしたいと思っています。望ましい業種と限定するのではなく、少なくとも山梨県に帰ってきたら、山梨県の企業に就職したらぐらいにしませんと、例えば就職したけれどもマッチしなかったとか、そんなことないと思いますけど、ブラック企業であったとか、やめてしまったとか、企業からするとこの人では困るといったときにトラブルが発生するわけです。業種に限らず、もっと広く山梨県の産業をどうするかと見ますと、山梨県の地元の企業に就職したら返済を免除するとか、減額するとか、そういう幅を持たせたらいかかと思うんですけれども、どうでしょうか。

立川産業政策課長 ただいま、その内容についても検討しているところでございますけれども、国の制度は、ある一定の業種に限ることとなっております。  
以上でございます。

小越委員 私は、ある一定業種というか、本来これは教育委員会が奨学金を返済するのが困難なところでどうしていくかというところがないと、ちょっとどうかと思います。これによりますと、企業がお金を出すわけですね。企業がお金出して、基金をつくって、それで返済に充てると。そうなりますと、企業がどういう人がいいとか、企業に都合のいい学生しか免除されなくなると、それはちょっと違うのではないかと。広く山梨県の産業界に生かせるのであれば、中小企業も、全ての業種、山梨県の企業に就職して帰ってきてくれたら、それは減額する、免除するとなるように検討してもらいたい。それこそが山梨県の定住化人口をふやし、山梨県の産業を活性化すると思いますので、ぜひその方向で考えてもらいたいです。教育委員会とも話を詰めて、本来は教育委員会がやるべきことだと思いますけれども、お願いしたいと思います。

立川産業政策課長 先ほど申し上げましたように、ただいま検討中の内容でございますので、以上にさせていただきます。

(県立高等学校設置について)

皆川委員 知事の公約の一つになります県立高専の設置についてですけど、今、産業政策課には、高専設置準備担当を置いてやっていますね。その方々は今、どういう検討をしているか、私はよくわかりませんが、新聞紙上によると、工業高校に専修科、プラス2年ぐらいのものを設けるとか、あるいは、産業技術短大をもっと充実させるとか、いろいろな案をちらほら耳にするのですが、その辺はどういう案が出ているのか、お聞かせいただきたい。

立川産業政策課長 ただいまの御質問ですが、私どものところで行っておりますのは、6月補正予算で検討委員会の経費を御承認いただきましたので、検討委員会を設置して、有識者による会議をこれまで3回開催いたしました。先般行われた検討委員会の中では、さまざまな施策がある中で、新たな人材育成といった観点から

は高校への専攻科の設置なども一つの有力な案ではないかという意見が出されたということでございます。あくまでまだ中間の段階でございますので、次回は1月の末に予定をしております。

以上でございます。

皆川委員

そもそも、この知事の発想というのは、企業を誘致するために、県内には水もあるし、土地も東京に近いわりには非常に安いし、いろいろな意味で企業立地にはいいはずなのに、ただ足りないのは技術系人材が確保できないということから高等高専という発想が出てきたのではないかと私は思うんですよ。その辺の原点の議論はどのように考えていますか。

立川産業政策課長 知事のお話ですけれども、委員おっしゃるとおり、県内の産業を育成するためには、やはり高度な産業人材が必要であると。そのためには、県立高等専門学校などの設置によって産業人材の育成を図ることが重要であるということで、公約で掲げられておりました。それを受けまして検討して、県として総合計画の中でも、やはり高専の設置などが、一つの選択肢として産業人材の育成を図ることが必要であるということで、この検討委員会を開催させていただいております。

以上でございます。

皆川委員

産業技術短期大学校をつくるときに、やっぱり同じ議論があって、高等学校に専攻科を設けたほうがいいんじゃないかという議論もあったと聞いていますけれども、それを抑えて産業短期技術大学校をつくったわけだから、その辺の観点があれば、何でまたこんなものが出てくるのか、こういう議論が出てくるのか、私は不思議でしようがないんですけれども。また、仮に、国立高専がだめだから県立高専だとすると、県立高専の場合、どのぐらいの費用がかかっているか。膨大な費用がかかっているんだよね。だけど、やっぱり人材を確保しなきゃならないとなると、非常に矛盾があって、私も自分で考えても難しいと思うんですけど、とにかく、どういう決意で、どのように頑張るかだけ聞いて、この辺でやめましょう。

立川産業政策課長 おっしゃるとおりの面がございます。知事も今議会でお答えしておりますように、狙いはやはり今までさまざまな施策を打ち、委員おっしゃるとおりの産短大の施策も打ってまいりました。産短大の学生についても、この検討委員会の中、それから企業のアンケートでも非常に評価されております。ただ、現状の高校、大学、産短大だけではやはり不十分な点がある、何とかしたいというニーズが出ておまして、それをどうやった形で応えていくのがベストなのかということと現在、企業の方、有識者、学校の関係者、PTAといった方々の集まりである検討委員会で検討をいただいておりますので、来年の1月末になると思いますけれども、この検討の結果を県として尊重しながらやっていきたいということでございます。

主な質疑等 観光部

所管事項

質疑

(観光消費額について)

小越委員 まず、先日発表がありました観光消費額の問題についてお聞きします。観光消費額、国の調査の見直しで外国人の観光消費額が大幅に減ったと。外国人観光客の消費額が8割減となって、これが実際に見合った額であると報道がされておりますが、この報道を受けて、外国人誘客、それから国内の観光客誘客、どのように考え方を変えていくのか。もしありましたらお聞かせください。

仲田観光企画・ブランド推進課長 数字の見直しにつきまして、統計上の処理から外国人観光客のところ、関東一円の数字をこれまで使って、約10万円の消費があるということだったのですが、山梨県に非常に多くのお客様が来まして、山梨県独自の統計が取れるようになりまして、1万4,000円という数字が観光庁から示されました。しかしながら、県の平均的な観光消費額は、1人当たり1万2,000円ですので、これを上回る金額で外国人の誘客については変わりなく推進してまいりたいと考えております。

(通訳案内士について)

小越委員 外国人の誘客を推進していくという中でお聞きしたいことがあります。通訳案内士のことです。山梨県の構造改革特区において、今回、地域限定の通訳案内士を山梨県として養成することが決まったと聞いております。通訳案内士は、山梨県の現状では、ほかの県に比べて極端に少ないと聞いております。山梨県では、中国で通訳案内士7人、インドネシア、シンガポール、英語圏が50人、タイはゼロということになってはいますが、全国的にも通訳案内士1人当たり、全国は例えば中国語ですと8,257人に1人の通訳案内士ですけれども、本県の場合、中国語は1桁違う8万941人に1人という、通訳案内士が非常に少ない県でもあります。それに応じて、今回、特区で、通訳案内士を地域限定ですけど、山梨県でとっていきこうということで、100人増加しようとして聞いております。

そこで、現在の県内の通訳案内士の状況についてまずお伺いします。現在、県内には通訳案内士、63人いらっしゃいます。内訳は英語50人、中国語7人、ロシア語2人、韓国語1人、フランス語1人、スペイン語1人、イタリア語1人で63人ですけれども、この方々の就業状況、1年間にどのくらい仕事をしていて、どのくらい通訳案内士で収入を得ているのか教えてください。

藤巻国際交流課長 小越委員の御質問でございますけれども、県内に63名いる方々で、通訳案内士だけで生計を立てている方はいらっしゃらないと聞いております。詳細につきましては、大変恐縮ながら承知しておりません。

小越委員 山梨県内の通訳案内士はどういう場面で、どんなところで活躍というか、お願っているのか、まあ、つかんでいないと言うかもしれませんが、どのようなルートで、通訳案内の仕事がされているのか。具体的にこういうところでこういうことをしている、どこから仕事の派遣されているのかがわかったら教えてください。

藤巻国際交流課長 通訳案内の仕事につきましては、基本的には一例を挙げますと、FITとか家族もしくは個人で山梨県を旅行される外国人の方に対して、外国語の通訳をしながら県内を案内するというような場面です。したがって、3人、5人というグループの中に1人通訳案内士が入って、県内の案内もしますし、行った先での通訳もするという状況でございます。

小越委員 それは旅行会社がその方に、例えば英語圏では英語を話せる通訳案内士の方を、旅行会社が契約を結んで、今度こういう方が来るからお願いしたいとしているのか、いや、そうではなくて、誰かがマッチング、コーディネートをしているのか、いや、私はこういう仕事をしていますからということで個人営業しているのか、そこを教えてください。

藤巻国際交流課長 個人営業されている方もいらっしゃいますし、旅行会社経由の方もいらっしゃいますし、あとは県内に2つ通訳案内士のグループがございまして、そこを經由して仕事をもらっている方もあるようです。

小越委員 通訳案内士は全国的に不足していて、全国的に通訳案内士を強化していこうと国の観光庁でも、このプロジェクトを立ち上げて、地域限定の通訳案内士をふやしていく動きがあると思っております。ただ、先ほど、国際交流課長からも話がありましたように、これをなりわいとしてやっている方は非常に少ないと。やったとしても200万円以下が圧倒的で、年間の就業日数も、本当に数日だという方もいますし、資格を持っているけど、全然仕事をしていない、未就業という方がほとんどのようです。年間10回が4割を占めているという全国のアンケートもあります。将来の不安があるし、独立の見込みもないし、就業したいけど、何をどこでやっていいのかわからない。通訳案内士は単なる通訳、言葉を通訳するだけではなく、地域の文化や観光、そして旅行商品のプロデュースもするという、質的に高いいろいろなことができて、また、やってもらいたい方だと思うのですが、山梨県がこの通訳案内士をこれから地域限定です100人にしていこうとのことですが、具体的にどうやってふやしていくのでしょうか。また、どういう方々をターゲットにしていくのでしょうか。試験もかなり難しいですし、試験だけでなく、旅行業のいろいろな資格、検定も持っていただきたいし、富士山の背景もあるし、どういうところにおいしいものがあるのかとか、あるいは救急の対応ですとか、それからトラブルの対応とか、本当にものすごい仕事をしていただかなければならないのですが、どうやって100人もふやしていこうとしているのか教えてください。

藤巻国際交流課長 どうやってと言われますと、基本的には山梨県がそういう地域限定の通訳案内士を養成できる団体に委託をして、年間30名から40名程度を養成したいと考えております。

以上です。

小越委員 養成して、その後にどういった通訳案内をお願いしているのか。何かあったときに県がマッチングするような機会を設けて、山梨県とすればコーディネーターをする県と観光推進機構の中でシステムを構築したいというのかもしれませんが、そういうことになると、例えば就業してそれをなりわいとして立てていくというのではなくて、本当にボランティア的な観光ガイドにするのか、いや、そうではなく、山梨県の観光商品の中に、観光商品の通訳案内士がこん

なにいと売り込んで、生業として、成り立ちできるようにしていくのか、という通訳案内士をつくっていかうとしているんでしょうか。

藤巻国際交流課長 その点は非常にいいポイントだと思うのですが、一つは、県内の通訳案内士として頑張っていただけの方はいらっしゃると思います。もう一つは、県内の観光事業所、ホテルであるとか旅館であるとかお土産屋さんで、今、語学のある方が足りなくて困っています。そういうところに就職していただき、事業所の中で持っている能力を活用していただくということもあろうかと思えます。

小越委員 ということは、この紹介するシステムが構築されていなかったと、通訳案内士を必要とされる機会が少なかったと山梨県は言っているんですけど、そのシステム的なものは、県の観光部なり観光協会なり観光推進機構なりがそのシステムを持っていくのか。それとも、とにかくと取ってくださいということで、取った方々はどこに就職するというのか、開業してもらってもいいとするのか、その実態をやっぱり誰かがつかんでいないといけないと思うのですが、それはどうするんでしょうか。

藤巻国際交流課長 実態の把握というのは、個人個人にアクセスをすることになると思いますけれども、基本的には一応、個人事業主ということになると思います。通訳案内士をされる方は個人事業主ですから、県としてはこういう方々、資格を持った県内で活動できる方々がいらっしゃいますという広報も当然のことながらしていきたいと考えております。

小越委員 この通訳案内士は業務独占ですよ。医者と同じで、この免許がないと報酬を伴うガイドをしてはいけなくなっていますので、かなりレベルの高いというか、上級、初級も含めていろいろな方がいらっしゃると思うんですけど、山梨県に行くとき全てのことを網羅している通訳案内士という観光商品があるんだというために、ぜひ、なりわいとしていけるようお願いしたいと思います。そして、今、県立大学と山梨大学に観光に係るコースが設置されるようなことがあったと思うんですが、そこの方々にもこれから山梨県の通訳案内士を目指してもらおう。英語もなんですけど、中国語とか、タイ語は全国にも数えるぐらいの人しかいらっしゃらないと聞いていますので、そこの方々にも通訳案内士の資格や旅行業の資格も取ってもらい、山梨県、そして地域限定だと本当に仕事が限られてしまいますので、やっぱり全国の通訳案内士を目指すところも含めて100人を目指さないと、なかなか100人という数字は見えてこないと思うんですけど、そういう方向はいかがでしょうか。

藤巻国際交流課長 100名につきましては、今のところの問い合わせの状況からすると、年間30名でございますので、そのぐらいの方々は来ていただけるのかなと思っています。ただ、委員御指摘のとおり、タイ語でありますとか、その他、スペイン語でありますとか、来県する方があまり多くない言葉の種類についてはなかなかふえないかと思えます。タイ語の需要は結構多いと聞いておりますので、将来的にさらにふやすように努力をしていきたいと考えております。

それから、各観光コースをつくってくださるような大学につきましては、県立大学を中心に、特に語学の教育には力を入れていただけると聞いております。

小越委員 山梨県への外国から観光客で、来ている国の内訳を見ますと1位が中国で、

41%ですよね。2位が台湾、3位がタイ、4位が香港、5位がインドネシアということで、英語圏のところもありますけど、中国語、タイ語というところで、外国にいる方、それから外国籍のある方にも、この通訳案内士を広く門戸を開いていったらどうかを含めて、ここで業務独占できる資格ですし、これら観光商品の中で、通訳案内士がいるという山梨県の観光を売れるように、ぜひとも地域限定はもちろんかもしれませんが、全国的に通用する通訳案内士を山梨県からもどんどんつくってほしいと思います。

藤巻国際交流課長 この地域限定通訳案内士につきましては、国際交流課でも非常に力を入れて、今年度、また来年度以降も頑張っていこうと思っている事業でございます。そういう意味で、今回、委員会で取り上げていただいたのは非常にいい宣伝にもなるかと、大変ありがたく感じているところであります。当課としてもできるだけ頑張っって続けていきたいと思ひます。

白壁委員 今、通訳案内士を生業でという話だったけど、これは時代の流れなんだよね。まだそこまでの必要性を外国人のインバウンドの人たちが感じていないの。要は、外国から来る人たちが通訳を連れてくるから、必要を感じていない。外国へ行くと、こっちから行ったツアーの添乗員、プラス必ず地元の案内士が来ますね。添乗員の人案内もできるんだけど、それをしてしまうと、その旅行会社が飛んでしまいます。法律強化されているからね。日本はまだそこまで行っていないけど、違反するとどうなるかわかりますか。

藤巻国際交流課長 大変恐縮ですが、国内の旅行会社の制度についてはまだよく存じておりません。

白壁委員 要は、まだそこまで行っていないのよ。だから、これからだんだんインバウンドがふえてきて、ふえてきたときには国の法律が強化される。法律が強化されると、そこには必ず、いわゆるインタープリターだけではなくて、通訳だけでもなくて、今度、観光の案内が必ずついてくるようになる。そうなってきたときに通訳案内士が必要になってくるということなの。ただ、現状では、小越委員が言われていることも正しいことであって、そういう地域の観光を案内できる人たちを限りなく多くつくるというのはいいことだと思う。ただ、まだ、これは何でできないのとか、何で人数足りないのというのは、需要と供給のバランスよ。これからなんだ。法律が強化されていった段階で出てくる。

それともう一つは、県立大学では来年度に向けて通訳案内士の試験も受けさせるような子供たちを募集するというのは、いい方向に行っていることは行っている。これも必要なものだからぜひやってもらいたいんだけど、その辺もよく研究をしてやってもらいたい。研究をするということは、国の流れだとか法律の縛りだとかを。

外国の観光地行くと、そういうことがいっぱいあるの。例えば、ヨーロッパに行くでしょう。ヨーロッパに行くと、そういうところでは添乗員がいて、必ず案内士がいます。その人、必要ないのよ。何もしゃべらないんだけどいなければならない。だからいる。外国というのはいろいろなところ行ったら観光地をよく見ることも重要なんだよね。

ぜひそんな方向でね、いろいろ調査して、いい方向でインバウンドの方々がレポートできるような方向に持って行ってもらいたいと思ひます。

藤巻国際交流課長 地域限定通訳案内士の養成を通して、山梨県内の受け入れ体制の整備に貢

献できるよう頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

(知事のインドネシアへのトップセールスについて)

早川委員

今回の知事のインドネシアのトップセールスについて改めてお伺いしたいんですけど、私も議員団の一人として参加をさせていただきました。その中で、日本とインドネシアの文化、経済、観光、そういう交流のタベというシンポジウムに出させていただいて非常に勉強になりました。改めてインドネシアで、びっくりしたのは訪日の来県者数が、東京、京都、北海道を山梨県が超えているということです。改めて本当に今後本県も注力すべきだなと感じたわけです。県では国際交流課が中心となって2年ぐらい前からインドネシアに対して注力をしてきたと思いますが、改めて今回の知事がトップセールスを行った目的を教えてくださいたいと思います。

藤巻国際交流課長 今回のインドネシアトップセールスの目的でございますが、一つは、これまで2年半にわたって築き上げてきた、現地インドネシアのパートナーとの連携をさらに強化するためということで参りました。もう一つは、ちょうど日本インドネシア友好協会と日本インドネシア関係の観光経済訪問団がジャカルタを訪問することになりましたので、その関連イベントに出席するために参りました。

早川委員

今、お答えになった、大切な目的の一つで、現地の事業パートナーと連携ということですがけれども、従前、ガルダ・インドネシア航空やローソンですか、提携してきたと思うんですが、今回、現地の具体的な事業パートナー先など、具体的にどんな方と提携し、交流があったのか、名前が挙げられたら差し支えないところで成果を教えてくださいませんか。

藤巻国際交流課長 成果というか、まずはお会いしたのは、例えばネットテレビのチーフディレクターですとか、ジョグジャカルタ特別州の代表団、ガルダ・インドネシア航空の社長、スカルノ・ハッタ国際空港株式会社の副社長、それからイオンインドネシアのモールの代表の方等でございます。

早川委員

そうすると、その方々と会っただけでなくて、これも可能であれば、具体的にどんな連携や活動の成果を挙げられたのでしょうか。

藤巻国際交流課長 まずはネットテレビのチーフディレクターとは、これまで38回、県内の取材をしていただいております、これまでに36本、インドネシアで放送されています。そのうちの2本は30分番組で、結構長く山梨のことを放送していただいておりますし、36本についてはニュースで流していただいております。あと2本、まだ放送が未了なものがございますので、これを早く流してほしいという願いが一つと、また、さらに追加で山梨県の取材をして放送してもらいたいということです。

それから2つ目のジョグジャカルタ特別州とは、友好交流を推進するという事で覚書を結びまして、これは姉妹交流とか友好交流にまでは至っていない段階ですが、これからその方向に向けて教育であるとか文化であるとか観光の両地域の交流をもっと盛んにしましょうというものでございます。

ガルダ・インドネシア航空につきましては、社長もかわりましたし、今度はアリフさんという方ですが、本県も知事がかわりましたので、新たに相互協力協定というものを結びまして、特に観光で……。

桜本委員長 国際交流課長に申し上げます。非常に成果が大きいようでありますので、言葉の説明だけでは忘れてしまいます。その成果を書面でまとめて提出していただけますか。大事なことですから。

早川委員、そのことはそれでどうですか。

早川委員 よろしくをお願いします。

桜本委員長 では、続けて質問をどうぞ。

早川委員 先ほど、成果の中で具体的に協定を結んだというのはいろいろなことがより進むと思うんですけど、誘客、こちらにインバウンドで来ていただくのに、今後、熱が冷めないうちに、間髪入れずにいろいろな動きを本県としてもさらにしていくべきだと思うんですけど、今回の、知事がトップセールスに行ったことで、目に見える具体的な動きとか、何か山梨県らしい提案みたいなものがあるのかについてお伺いします。

藤巻国際交流課長 3件ございまして、1件は、11月の最終週にインドネシアソムリエ協会から30名ほどの方々が県内の酒造メーカー、河口湖の酒造メーカー等に来県をしております。それから、まさにきょうですが、ゴベル前商業大臣がインドネシア商工会議所の方々を32名連れられて本県を訪問され、本日4時15分から知事を表敬する予定になっております。もう一つは、インドネシア側から言われているのは、例えば雪合戦であるとか、例えば信玄公祭りであるとか、ワカサギ釣りであるとか、体験型の旅行商品をつくりたいのでいろいろ紹介してもらいたいという要望があります。

以上を含めて、成果といたしましては、来年度以降もインドネシアからのお客様が増加してくれることを期待しております。

( 峡東地域におけるワインリゾート構想について )

高木委員 6月に補正予算を組まれた峡東地域におけるワインリゾート構想についてお尋ねしたいと思えますけれども、あの地域には62社ものワイナリーがあって、2世、3世が本当に競っていいワインをつくっております。そのワインを中心に、県産のブランド化が進んでいる桃だとかブドウだとか、あるいはいい温泉だとか、そういうものを基軸に構想を練って、観光振興につなげていきたいということだろうと思えますけれども、その後の進捗状況をお尋ねしたいと思えます。

奥秋観光振興課長 ワインリゾート構想につきましては、峡東地域の3市のほか、観光関係の団体ですとか、ワインの関係、あと、農協さんとかの長で構成します、ほかにも構成員の方はいらっしゃるのですが、峡東地域ワインリゾート推進協議会というものを設立しまして、その中で策定をしていきたいと考えております。ただ、その前段といたしまして、協議会へ提案する構想原案を作成しております。現在、例えば各ワイナリーへのお客様の受け入れ体制をどうしたらいいとか、また、地域内をめぐる二次交通をどうしたらいいかとかといった具体的な課題について検討しております。これにつきましては現在、準備会においてその原案を取りまとめまして、次回協議会を開催するときの原案として出すという準備を現在のしているところでございます。

高木委員 今の観光振興課長の話で、さまざまな団体が準備を進めているということだと思います。それから、今後の構想のスケジュール、どのようになっているのかお尋ねします。

奥秋観光振興課長 今後のスケジュールでございますが、先ほど申しました準備会での構想原案を作成した後に協議会にお諮りをして、今年度中には構想を策定することで現在、とり行っているところでございます。

高木委員 先ほど、二次交通という話がありました。今、石和温泉駅を発着する二次交通をたしか山梨観光推進機構の松井理事長さんが提案されてつくられたと私は記憶しておりますけれども、いずれにしても大変いいおもてなしにもつながる、いい施策を展開していると思うわけですが、観光客のワインタクシーの利用状況がどんなようになっているか教えてもらえますか。

奥秋観光振興課長 ワインタクシーにつきましては、今、高木委員からもお話がありましたとおり、山梨観光推進機構で原案等を作成し、現在までとり行っているところで、平成27年10月から来年の3月までの期間を運行しておりますが、前期の平成27年4月から9月までの運行状況についてお答えをさせていただきたいと思います。前回のワインタクシーにつきましては平成27年4月から9月までの土日祝日の運行で、計57日間を設定しております。そのときに1日2便の運行で、1便当たり16名を募集しておりました。そうしますと、最大の乗車定員は1,824名になりまして、実際にお乗りいただいた利用した人数につきましては999人でございます。それを計算いたしますと、乗車率54.8%ということにして、1日当たりの平均乗車人数は17.5人ということになっております。

高木委員 目標のちょうど半分ぐらいですけれども、もっともっと利用者がふえるようにしていただきたいと思いますが、料金はお幾らぐらいで、どんな料金体系になっているんですか。

奥秋観光振興課長 現在の料金につきましては、大人が5,000円ですが、これにつきましては1,000円分の山梨ワインタクシーのクーポンがついております。この券を利用しますとワイン等の購入ができることとなります。また、未成年者につきましては、3,000円ということで利用料金を設定しております。

高木委員 非常に評判がいい話もお聞きしてはいますけれども、二時交通の第二弾として甲州市の塩山駅を発着する便もふやしたいということで、また、世界遺産になりました富士山、富士北麓との連絡もできるように、一緒に周遊できる構想もあると聞いていますけれども、それについて詳しく教えていただきたいと思えます。

奥秋観光振興課長 現在は石和駅からの発着でございますが、塩山駅を発着するワインタクシーにつきましても、今、開設の準備をしております、1月中には運行が開始できると予定をしている状況であります。

また、峡東地域と、今委員がおっしゃいました富士北麓、また、ほかのところの運行につきましても、それが完成した後にしっかりとほかの交通機関の状況も調査しまして拡充していきたいと考えております。

高木委員 先ほどの松井理事長さんはJTBの役員もされた方でありまして、やはりそういった民間の人の知恵だとかノウハウを導入していくことがすごく観光振興につながっていくと思います。ぜひ今後もこういった多くの観光関係者の声を聞いて、今の二次交通にしても、ワインリゾート構想の準備から、推進協議会に移っていく中で、今のような民間の人たちの御意見など、いろいろノウハウも生かしていければと思いますけれども、その辺については観光部はどのように考えているのかお尋ねします。

奥秋観光振興課長 現在のワインタクシー運行協議会につきましても、山梨観光推進機構、また、JTB関東のほか、タクシー協会でありますとか石和の温泉観光協会、協同組合等、多々の民間の団体の方々の御協力もいただいておりますので、そこはしっかりと意見交換、協議等を行いながら、よりよいワインタクシーが運行できるよう、努力していきたいと考えております。

高木委員 今、私がお尋ねしたのは、二次交通もさることながら、全体の構想を練って、推進協議会ですか、協議をしていく上で民間の方たちのノウハウを生かしていくような考え方はないですかという意味です。

奥秋観光振興課長 大変申しわけありませんでした。ワインリゾート構想につきましても推進協議会での内容でございますが、これにつきましては民間の方々の御意見も取り入れながら、しっかりと現在の課題を解決するような形の中で原案等も作成し、提示していきたいと考えております。

(富士山保全協力金について)

渡辺委員 富士山保全協力金についてお伺いいたします。12月の一般質問でも伺わせていただいたのですが、昨年に比べて協力率がまた低迷してしまったという中で、対策としてゲート的なものを設けるとか、富士山保全協力金がどのようなものに使われたのかというものを明確にするものをつくるといった答弁をいただきました。質問の中にもあったのですが、今も5合目までは外国人の方がバスで来ていますが、今後も、バスで来る外国人観光者の方々が登山を積極的にするようにおそらくなっていくと思います。今後ふえ続ける外国人登山者に対してどうやって協力金に協力していただくのかについて、何か対策があればお聞かせください。

志村観光資源課長 ただいまの協力金の、特に今後ふえていくであろう外国人への対応でございますけれども、まず一つは、日本政府観光局に働きかけまして、協力金について訪れる外国人観光客にPRをさせていただくというのが一つでございます。もう一つは、現地を訪れた外国人の登山者の方に対しては、5合目の受付場所におきまして外国人案内人との連携を強化しまして、そこできちんと説明をさせていただくとも考えております。

渡辺委員 ぜひ進めていただければと思います。

その中で、英語圏の方々に対してはそういったことがきっとできていくのだと思うのですが、今後多分、ふえ続けていくのは中国ですとかタイですとか、そういった東南アジアも含めた中で英語圏でない方々もふえていくと思うのですが、そういった方々に対する対応はいかがでしょうか。

志村観光資源課長 先ほどの外国案内人の方も多言語で対応できるように、さまざまな言語の

方をお願いいたしまして、5合目において対応することを考えております。

渡辺委員

そういった外国人対応の方々も大変大事なのですが、ぜひ、ボードですとか、そういったものを活用して多言語で説明いただいて、協力率が上がるように努力していただければと思います。

最後になるのですが、こういった先ほど国にもと言っていましたけれども、旅行代理店の方々にもぜひ協力金の趣旨ですとか使い道等をよく説明していただいて、外国人の方々の協力金に対する意識を向上するような活動を行っていただきたいと思うのですが、その辺について最後にお伺いいたします。

志村観光資源課長 今、御指摘いただきました旅行者につきましても、静岡県と連携しながら手分けをして、主な旅行者等に接触をさせていただいて、協力金についてのお願いもさせていただく予定であります。

以上でございます。

(DMOについて)

浅川委員

最後になりますが、先般の県の総合計画にも記載がされておりました、新しい形の観光を通じた地域づくり、DMOについて、私どもも、真摯に取り組んでいこうと思っております。観光部長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

茂手木観光部長

DMOでございますけれども、これまでDMO、まち・ひと・しごと創生基本方針の中で日本版DMOという言葉が出てきて以来、その形というのがはっきりわからなかったのですが、先月の末に国で説明会が行われまして、ようやく概要というのがわかってきました。これを受けまして、早速、私ども市町村などを対象とした説明会を開催しまして、内容について周知徹底を図ったところでございます。今、登録に向けた申請をちょうど受け付けている時期でございますが、これは登録イコール実施ということではなくて、あくまで候補団体の登録を今、受け付けているという状況です。12月中旬までということなのですが、これ以降も、後々も行われていくということになっております。

しかしながら、まだDMOで国がどの程度の機能を求めているのか、どの程度の準備をすればいいのかというところが、まだ甚だ不透明でございますので、これは今後の国の発言と申しますか、意見表明と申しますか、そういったことと他県での動き、これらを注視していきたいと思っております。

今、私どもは、県で観光産業活性化計画を今年度策定することにしておりますけれども、これは観光産業を成長産業として、観光を活性化させて、ぜひ、観光事業者の方にもっともうけていただきたい。観光で山梨県にもっとお金を落とさせていただきたい。そのためにはどうすればいいかということを計画の中で明らかにしていこうというものでして、国におけるDMOの推進の動きと方向性というのがぴたり一致しているわけでございます。県の方向性と国の方向性、一緒でございますので、しかもスタートは私どものほうが早かったということがございますけれども、ぜひ、DMOにつきましては、できるだけ多くの市町村観光協会の方々にも手を挙げていただいて、また、そういう意思のあるところについては積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

所管事項

質疑

(やまなしパワーについて)

佐藤副委員長 それでは、やまなしパワーについてお伺いしたいと思います。電力の供給先について新規立地企業と経営拡大企業、既存企業については製造業を対象にするということですが、新規立地企業は全て対象とされますか。

日向企業局電気課長 新規立地企業につきましては、大枠といたしまして、まず契約電力が2,000キロワット未満の高圧で受電する企業を対象と考えております。具体的には、現在ある補助制度の対象業種で、製造業やサービス業等にかかる助成制度を受けられない企業を対象とすることにより、助成制度を補完いたしまして、県内進出等の動機づけを図る考えであります。また、経営革新計画の承認を受けた場合や、製造業における創業等の新規立地、さらに桃の光センサー機器を導入する共同出荷施設や陸上養殖業の新規立地も対象とする考えであります。

佐藤副委員長 経営拡大企業はどのぐらいの事業を拡大すればいいのか、枠組みといたしまして、お伺いできますか。

日向企業局電気課長 経営拡大企業の要件についてであります。売上高の10%以上の設備投資をする企業を原則として対象とする考えであります。

佐藤副委員長 予算目標、成果といった辺はいかがなものでしょうか。

日向企業局電気課長 予算的な計画での申し込みをしていただきまして、それで対応していきたいと考えております。

佐藤副委員長 旅館やホテルの増改築は供給対象になるのでしょうか。どのぐらいの増改築をすれば供給対象になるのかお伺いします。

日向企業局電気課長 旅館、ホテルの新築につきましては、新規立地企業の供給対象とする考えであります。増改築につきましては、延べ床面積の10%以上の増加、または売上高の10%以上の設備投資をする旅館、ホテルを対象としたいと考えております。

佐藤副委員長 既存企業について、製造業を供給対象とするようですけれども、製造業全て供給対象と考えてよろしいですか。

日向企業局電気課長 既存企業の対象となる製造業は、総務省の日本標準産業分類で24業種に分類されますが、県の主力産業であります電子部品・デバイス・電子回路製造業などを含む契約電力が高圧で500キロワット未満の全ての中小製造業者を供給対象としたいと考えております。

佐藤副委員長 やまなしパワー、4月1日から3年間で供給されればよいという考え方でよろしいですか。

日向企業局電気課長 新規立地や経営拡大企業につきましては、電力供給を開始した日から3年間、既存企業につきましては明年4月以降の最初の検針日から3年間供給をする予定であります。

佐藤副委員長 終わりますが、やまなしパワー、4月1日から3年間ということで、多くの企業が参加、応募していただくこと、本計画が有意義な成果を上げることが期待して終わります。

矢島公営企業管理者 このやまなしパワーを発表した後、私どものところには県内の企業の皆さんから非常に期待しているという電話をたくさんいただいております。このやまなしパワーの事業の狙いというのは、新規立地を促進させるとか、あるいは現在頑張っている企業の皆さんに事業を拡張していただいて、優良な雇用を生むということを狙いにしておりますけれども、企業の皆さんの期待に応じて、この狙っている効果が大きく出ますように、企業局一丸となってこれから頑張っていきたいと思っております。

以上です。

(太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについて)

小越委員 先日、太陽光発電の適正ガイドラインが決まりました、エネルギー局から事業者の説明会があったと思うのですがけれども、どの程度の方々が説明会に参加され、どのような御意見が出されたのかまずお伺いします。

井出エネルギー政策課長 ガイドラインの説明につきましては、11月13日に県庁で会議を開催いたしました。内容につきましては、ガイドラインについての説明ということでございますが、市町村の担当者が19市町村で38名、太陽光発電事業者などが54社で74名を対象といたしました。ガイドラインの内容につきましての質疑等々がございまして、説明をしたところでございます。

以上です。

小越委員 事業者側、市町村側から意見とか、これは困るとか、そういう質問などはあったのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 まず、県として一丸となって、このガイドラインを周知徹底し、運用していくという趣旨の御説明をいたしまして、市町村からは、細かい内容についての質問はございましたけれども、趣旨についての疑問点等は特にございませんでした。事業者からは、これまで太陽光発電を非常に普及促進してきたが、県としては今後はどういう方針であるのかという問い合わせがございましたが、事業用太陽光につきましては適正な導入を進めていくという趣旨を御説明いたしております。

以上でございます。

小越委員 ガイドラインについては、私もエネルギー地産地消政策提言案作成委員会の中でもお話しさせていただきましたが、立地を避けるべきエリアや、慎重に、また特に配慮すべき事項、住民の合意など、かなり細かく、そしてかなり住民目線に沿った内容となっていたと思うのですがけれども、一方、業者からすると、なぜこんな厳しくするのかという意見もあったかもしないと思っています。今回のガイドラインは、これからつくるところ、そして今までつくっていたと

ころについても、なるべく配慮していただきたいということだと思っておりますけれども、この説明会を受けてから、県や市町村が幾つか指導や助言をされたような事例はあるのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 説明会の後でございますけれども、現実には事業者からの問い合わせも数件来ております。また、市町村からの問い合わせ、また県民の皆様からの問い合わせもいただいているところでございます。具体的に施工中の事業者に対しまして直接、施工中の現場に赴きましてガイドラインの趣旨を説明して、可能な限り改善といえますか、ガイドラインの趣旨の徹底をお願いするということが市町村と一緒に説明したケースがございます。また、個々の事業者からの問い合わせにつきましては、ガイドラインの趣旨を御説明することで、また、今後におきましても問い合わせがあれば応えてまいりたいと考えております。

以上です。

小越委員 北杜市でも、このようなことは困るという意見、要望が出されたということも聞いておりますし、私の近所の善光寺にも、まだ今度拡張したいということで判をお願いしたいと聞いたけれども、このガイドラインに沿っているのかどうか、住民の方々からも異論が出ております。例えば県や市町村が指導や助言をするときは、住民からの情報提供なのか、苦情があったときなのか、市や県がパトロールをしたとき、これはまずいんじゃないかというときなのか、どういうふうにして指導、助言をしていくのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 事業用太陽光の事案の把握が課題になると考えております。把握につきましては、現状、国からの情報提供がない中で、やはり市町村の担当からの情報提供、特に許認可の関係で相談がある場合の情報提供、また、住民の方々から直接、県庁あるいは市町村に問い合わせがあった場合の情報を端緒としまして、それに基づいて調査を行う、あるいは聞き取りを行うということで現状は進めているところでございます。

小越委員 ぜひ、広くつかんでいただきまして、ガイドラインに沿っているかどうかかなり疑問なところもあるかと思えます。そのうちの 하나가、例えば、JIS基準に沿って設備面は規模を問わず、強度を確保し、強風による被害の未然防止と書かれておりますが、野建ての太陽光発電、基礎設計はC8955太陽電池アレイ用支持物設計基準に基づき、独立基礎と連続基礎、それからサイコロ基礎という3つが大体あるようなことを聞いております。その中でも比較的安価なものをつくっているところが多いと。独立基礎とか、それからサイコロ基礎というところで、コンクリートの使用が少なく、すぐできるところで支柱になっているところが非常に多いと聞いております。そういうところについての指導とかパトロールとかはされているのでしょうか。特に、強風、台風について、このままでいくとこの設計のJIS基準に基づいて対応できる、耐えうるようなにはなかなかないと言われているのですけれども、いかがでしょうか。

井出エネルギー政策課長 太陽光パネルの基礎に関する技術的な基準につきましては、委員御指摘のとおり、JIS基準がございまして、これにつきましては電気事業法に基づく政令に基づいて運用がなされていると承知をしております。電気事業法に基づく運用でございますので、直接、私どもで所管ができかねる部分はございますが、極力、安全なものかどうかという観点から御指摘、情報提供をいた

だいたの場合には、現地を確認した上で、事業者に直接、その施工法などを問い合わせた上で、こういった形の基準をクリアしているのかという点について問い合わせ、適正なものとなるように促しているところでございます。

パトロールという意味では、全てをパトロールすることはできませんが、情報提供いただいたものについてはきちんと把握をして、事業者に対する指導を行っていくというスタンスで臨んでいるところでございます。

小越委員

太陽光ポータルサイトによりますと、ほとんどの発電所がこの基礎重量をクリアしている発電所は実際には多くないと推測されます。それだけしっかりやると費用、コストがかかってしまうということも含めて、どちらかという独立基礎ではなく、連続基礎、ベタ基礎と、サイコロ基礎が行われているようなことも聞いておりますので、エネルギー局だけで所管することは大変厳しいと思います。全県で何カ所もありますし、行われていないところが大変ありますので、市町村の窓口からの情報提供や、県土整備部などいろいろなところが県の市町村が山間地も含めて回っていますので、そこからの情報もいただきながらやってほしいと思いますが、このJIS基準というのは、何のことかよくわからないわけですね。こういうところは危ないですということを具体的に示していただきまして、パトロールなりいろいろなところから情報を寄せていただくようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

井出エネルギー政策課長 事業太陽光を適正に導入するということで、県庁の関係する県土整備部並びに森林環境部等の関係課とも連携をとって進めていくということで、説明会につきましても、県庁内を対象とした説明会も11月に開催しているところでございます。

これまでも、大規模な事案、あるいは心配されるような事案がある都度にエネルギー局を中心としまして県庁内の連絡調整をとりながら、現場の把握も含め、進めているところでございます。今後におきましても委員から指摘がありましたとおり、関係部局と連絡をとりながら、情報収集も行いながら、適正な導入に努めてまいりたいと思います。

浅川委員

小越委員の質問と関連する部分ですが、最近の事例なので、井出エネルギー政策課長は承知だと思んですけど、国道141号の箕輪の農道へ入ったところですが、これは県の補助金を使って3年前ぐらいに除間伐をした場所を造成して太陽光発電を設置したのですが、11月4日だったでしょうか、ガイドラインができたときに、有名な業者のところにガイドラインを持って説明に行っていると思いますが、こういう県絡みのところはかなりあります。つい先日オープンした檜山牧場も県有地ですよ。再三再四、注意しながら、ここで、最初の災害が起きています。県で補助金まで出したところで、3年ぐらい補助金返せばいいということではないでしょう。特に県が絡んでいるところは。まだまだ10キロワット以上の設備認定件数が4,600件ぐらいある中で、900件ぐらいしか稼働していないわけでしょう。このことをやっぱり承知してかかっていかないと、いつまでたってもこんなことでは、山梨県の自然に対して、要するに災害から守れないじゃないですか。

ぜひこのことをガイドラインの中に再度検討していただいて、コンクリートではないって言うたから、特に県有地だとか、県の条例の引っかかるところはきっちり見ていていただきたいと小越委員に補足して発言したいと思いますが、これは最後だからエネルギー局長から答えをいただきたいと思います。

赤池エネルギー局長 今の、お話の現場につきましては、私どもも確認してまして、今、大規模な開発が行われているわけですが、まだ、着手したとはいえ、いろいろ工事が進む中で、市町村と一緒に指導して、できるだけガイドラインに沿った導入はしてもらいたいと思います。

あと、先ほど井出課長から話があったように、全庁でチーム組んでやっていますので、その辺は特に県有地など県絡みがあれば、すぐに情報をいただいて、適正に導入するよう、対応していきたいと思います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、明年1月下旬に実施することし、場所等については後日通知することとした。
- ・ 11月9日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

農政産業観光委員長 桜本 広樹